

下関市下水道事業経営戦略

(平成29年度～令和8年度)

平成29年(2017年)3月

令和7年2月一部改定・追加

下関市

目 次

第1章	経営戦略策定の趣旨	1
1	経営戦略の策定にあたって	1
2	計画期間	1
第2章	下関市の下水道事業の現状と課題	2
1	下水道事業の役割	2
2	下水道事業の種類	2
3	下水道事業の現状	5
第3章	経営の基本方針	15
第4章	効率化・経営健全化の取組み	16
1	経営基盤の強化	17
2	投資の合理化	21
3	危機管理体制の強化	22
第5章	投資・財政計画	24
1	投資事業	24
2	投資事業に必要な財源の確保	24
3	投資事業に必要な財源確保のための検討事項	25
4	財源試算の前提条件	27
5	財源試算	29
6	財政計画	32
第6章	経営戦略の進捗管理	44

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略の策定にあたって

下水道は、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことが出来ない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

下関市は、「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」の実現を目指し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、公共下水道の整備を位置づけ、生活環境の改善、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全、浸水の防除等を主な目的とし、下水道の整備を進めています。

平成27年度末の下水道事業の計画排水面積に対する整備率は、70.7%であり、整備率向上のための建設事業は、依然として必要な状況です。一方、本市下水道事業は、供用開始から50年以上経過し、施設や管路の老朽化が課題となっています。

また、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会の潮流は転換期を迎えており、これらは下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も市民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として策定するものです。

策定にあたり、項目や計画期間については、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）及び「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月）に基づき策定しています。

なお、この経営戦略では下水道の各事業は、特に記載のない限り次のように表現します。下水道事業（公共下水道事業+特定環境保全公共下水道事業）、公共下水道事業（公共下水道事業のみ）、特定環境保全公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業のみ）

2 計画期間

平成29年度～令和8年度（10年間）

第2章 下関市の下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の役割

下水道の主な役割としては、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質の保全という大きな3つの役割があります。

(1) 汚水の排除（生活環境の改善）

① 生活あるいは生産活動に伴って生じる汚水を速やかに排除し、悪臭や、害虫の発生防止、及び感染症の発生を予防する。

② トイレの水洗化を通じて、衛生的で快適な生活環境を確保する。

(2) 雨水の排除（浸水の防除）

雨水を収集し、雨水渠を通じて河川等に速やかに排除することにより、浸水の防除を行います。近年は都市化の進展により、田畑や緑地が減少したことにより、雨水の地下浸透量が減少し、土地の保水能力が低下しています。そのため、従来よりも雨水渠への雨水流出量が増大しており、雨水渠の更なる整備が不可欠となっています。

(3) 公共用水域の水質の保全

生活排水や工場排水を中心とする汚水を下水道管渠で処理場に集め、適切に処理することにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

2 下水道事業の種類

本市の下水道事業には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の2つの事業があります。

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。本市では現在、筋ヶ浜処理区、彦島処理区、山陰処理区、山陽処理区、川棚小串処理区の5処理区に区分し、それぞれ汚水を処理しています。

(平成28年3月31日現在)

施設名	処理開始年月日	計画処理能力 (m ³ /日)
筋ヶ浜終末処理場	昭和40年11月1日	19,030
彦島終末処理場	昭和55年4月1日	15,630
山陰終末処理場	平成2年4月1日	73,800
山陽終末処理場	平成7年4月1日	30,200
豊浦中部浄化センター	平成10年12月1日	5,700
計画処理能力計		144,360

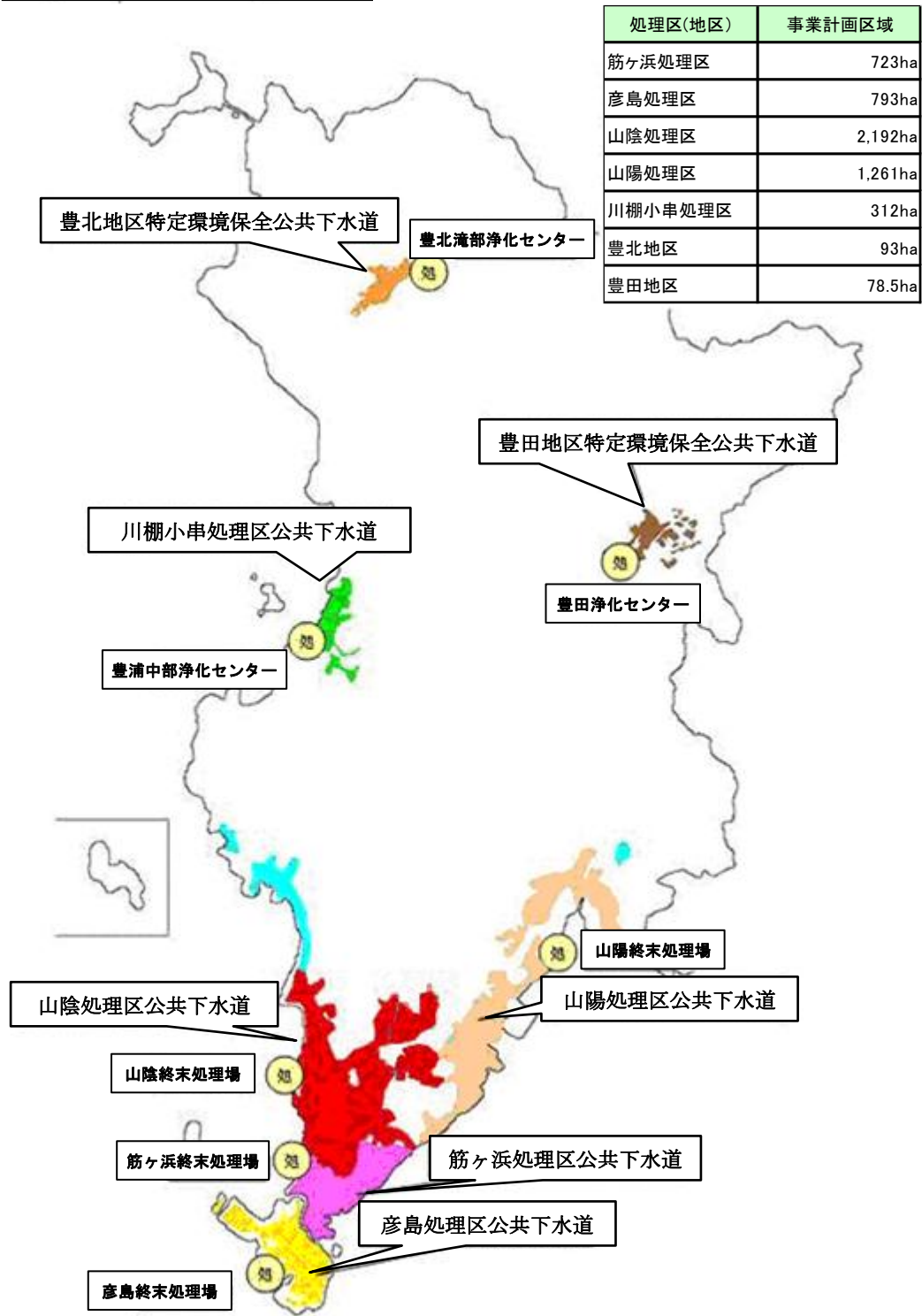
(2) 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、自然公園区域内の水質保全と農山漁村の生活環境改善を目的として、公共下水道のうち主に市街化区域以外で設置される下水道です。本市では、豊北地区、豊田地区の2地区において、それぞれ汚水を処理しています。

(平成28年3月31日現在)

施設名	処理開始年月日	計画処理能力 (m ³ /日)
豊北滝部浄化センター	平成10年4月1日	700
豊田浄化センター	平成9年4月1日	1,000
計画処理能力計		1,700

公共下水道全体計画図



処理区(地区)	事業計画区域
筋ヶ浜処理区	723ha
彦島処理区	793ha
山陰処理区	2,192ha
山陽処理区	1,261ha
川棚小串処理区	312ha
豊北地区	93ha
豊田地区	78.5ha

3 下水道事業の現状

本市の公共下水道事業は、戦後復興の各事業が完了に近づいた1958年（昭和33年）に下関市都市計画の一環として、旧市街地を中心に総事業費8億5千万円で事業を開始し、1959年（昭和34年）から下水道管渠の布設工事に着手し、1965年（昭和40年）11月に下関市で最初の下水処理場として筋ヶ浜終末処理場において汚水処理が開始されました。その後、彦島処理区を昭和55年に、山陰処理区を平成2年に、山陽処理区を平成7年にそれぞれ供用開始しました。平成17年2月13日の市町合併により、旧豊浦町の川棚小串公共下水道処理区を統合し、筋ヶ浜、彦島処理区を除き、現在も下水道管渠や処理場の整備を進めています。

特定環境保全公共下水道事業は、旧豊北町地区を平成10年度に、旧豊田町地区を平成9年度にそれぞれ供用開始し、現在は整備を終えています。

使用料については、合併後から平成20年5月末までは、旧市町の使用料を適用していましたが、平成20年6月1日からは、全市統一の使用料となっています。

会計制度については、平成18年度までは、特別会計で経理していましたが、平成19年度から地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入しました。

平成27年度末の管渠延長は約930km、処理区域内人口は202,572人となっています。

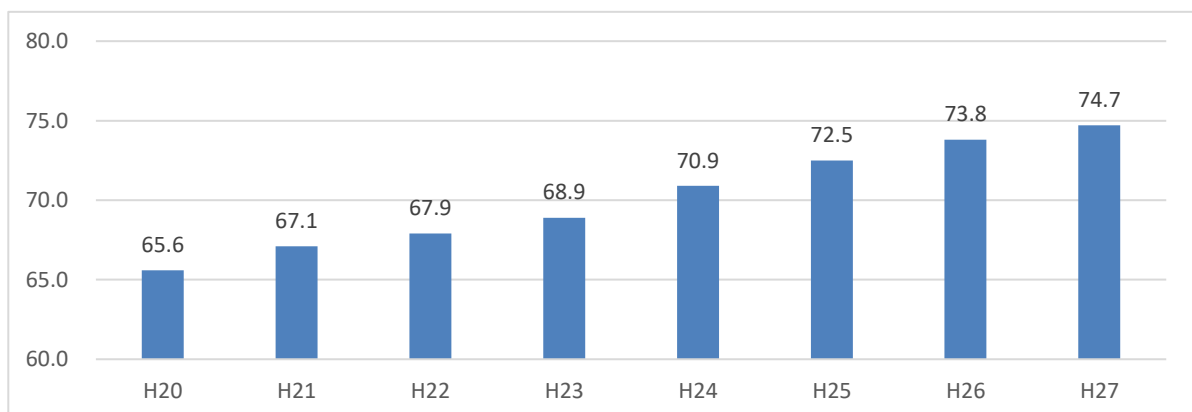
(1) 下水道の普及状況

下水道事業の平成27年度末の下水道処理人口普及率^{*1}は74.7%となっています。

整備状況については、平成27年度末現在、市内7つの処理区（地区）の内、筋ヶ浜処理区、彦島処理区、豊北地区、豊田地区については、整備が完了していますが、山陰処理区、山陽処理区、川棚小串処理区については、整備率^{*2}が63.8～51.4%であるため、鋭意整備を進めています。

下水道処理人口普及率の推移（下水道事業）

単位：%



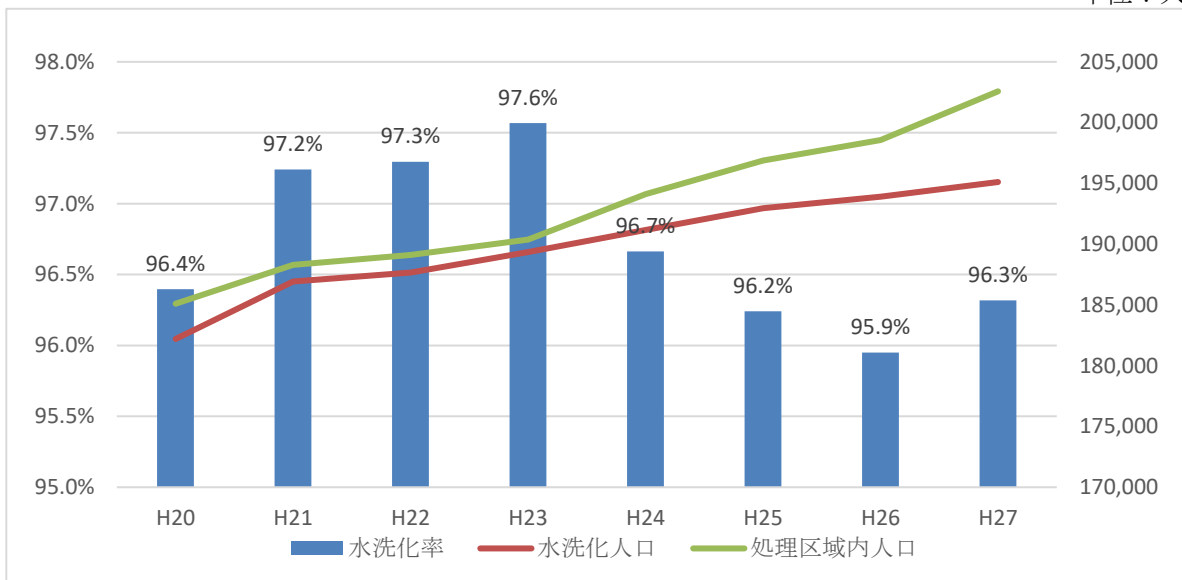
(2) 水洗化の状況

平成27年度末の水洗化率^{※3}は、公共下水道事業で96.3%、特定環境保全公共下水道事業で94.5%、2事業の合計で96.3%となっています。

また、水洗化人口は、公共下水道事業で191,893人、特定環境保全公共下水道事業で3,219人、2事業の合計で195,112人となっています。

水洗化人口と処理区域内人口及び水洗化率の推移（下水道事業）

単位：人



※1 下水道処理人口普及率 (%) = 処理区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人) × 100

※2 整備率 (%) = 整備済面積 (ha) ÷ 計画排水面積 (ha) × 100

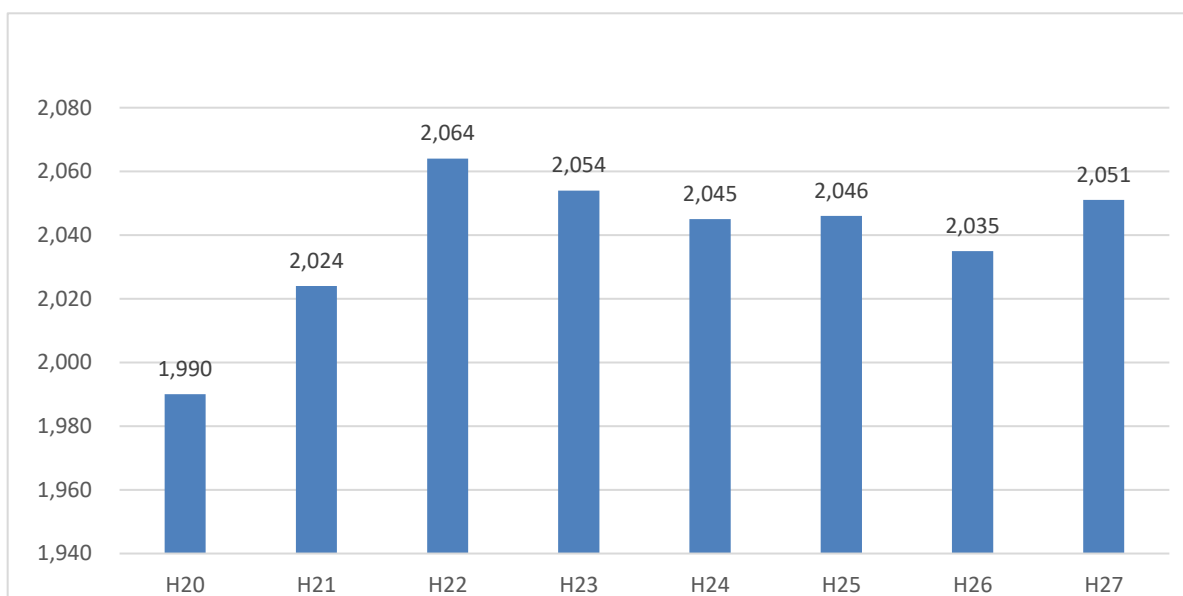
※3 水洗化率 (%) = 水洗化人口 (人) ÷ 処理区域内人口 (人) × 100

(3) 有収水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移を比較すると、平成20年度は1,990万 m^3 、平成27年度は2,051万 m^3 となっています。現状として、人口減少による減はあるものの、整備による新規接続の増加により、若干上昇傾向にあるものと推測されます。

有収水量の推移（下水道事業）

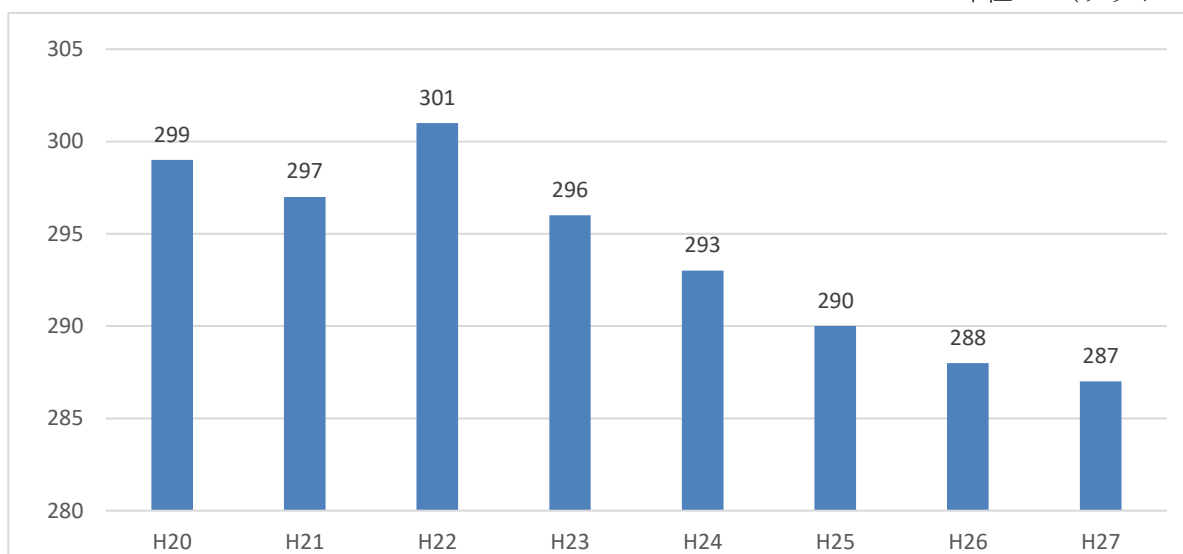
単位：万 m^3



有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除した、一人一日当たりの有収水量は、平成20年度の299 ℓ に対して、平成27年度は287 ℓ と減少の傾向にあります。これは、節水意識の向上や節水機器の普及によるものと考えています。

一人一人当たり有収水量の推移（下水道事業）

単位： ℓ (リットル)

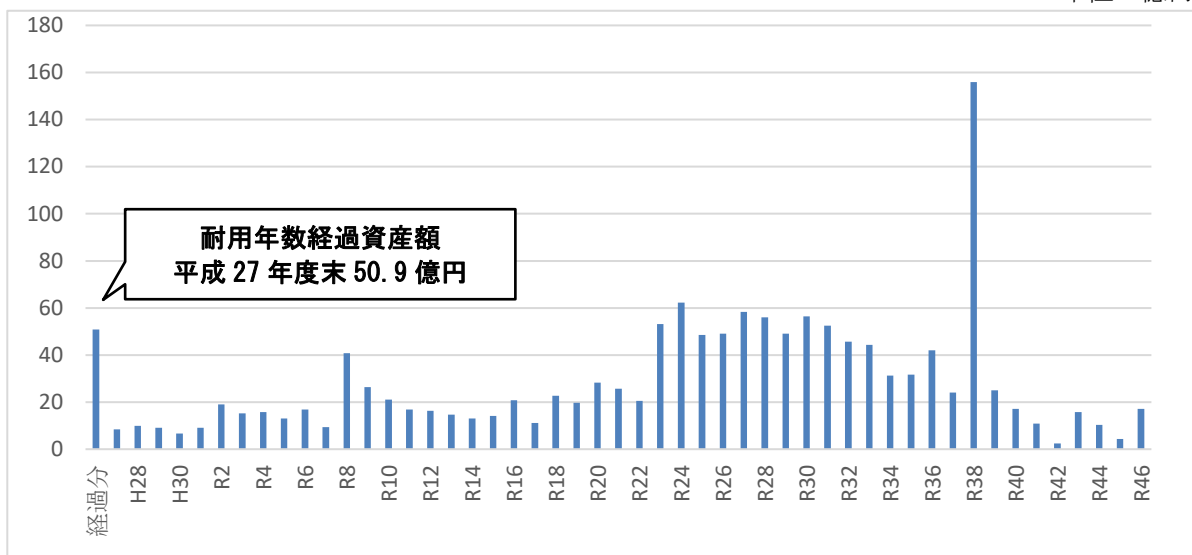


(4) 老朽化の状況

供用開始から50年以上が経過し、今後、耐用年数を経過する資産が増大するため、改築更新に多額の費用がかかることが予想されます。

耐用年数経過資産額（見込）

単位：億円



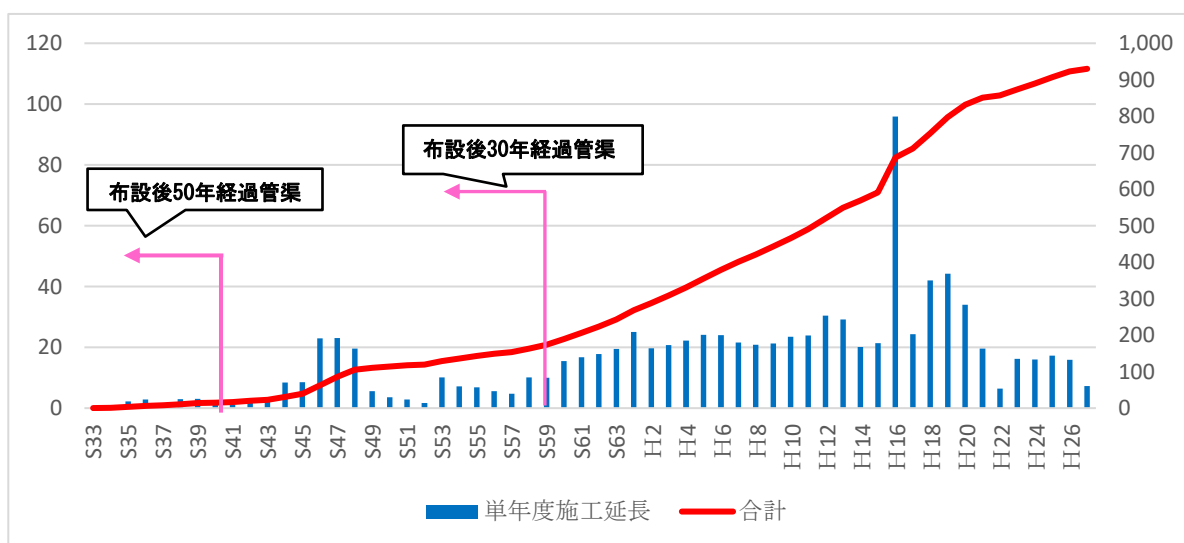
※固定資産上の耐用年数を経過した年度の帳簿原価の合計額を表示しているものであり、当該年度に必要な改築更新費用を示したものではありません。

① 管渠の状況

平成27年度末における下水道事業の污水管渠総延長は、下関～京都の往復に相当する約930kmで、このうち布設後50年を経過した管渠は約15km（全体の1.6%）、道路陥没が起こり易くなる布設後30年を経過した管渠は約189km（全体の20.3%）となっています。

管渠の年度別布設延長（下水道事業）

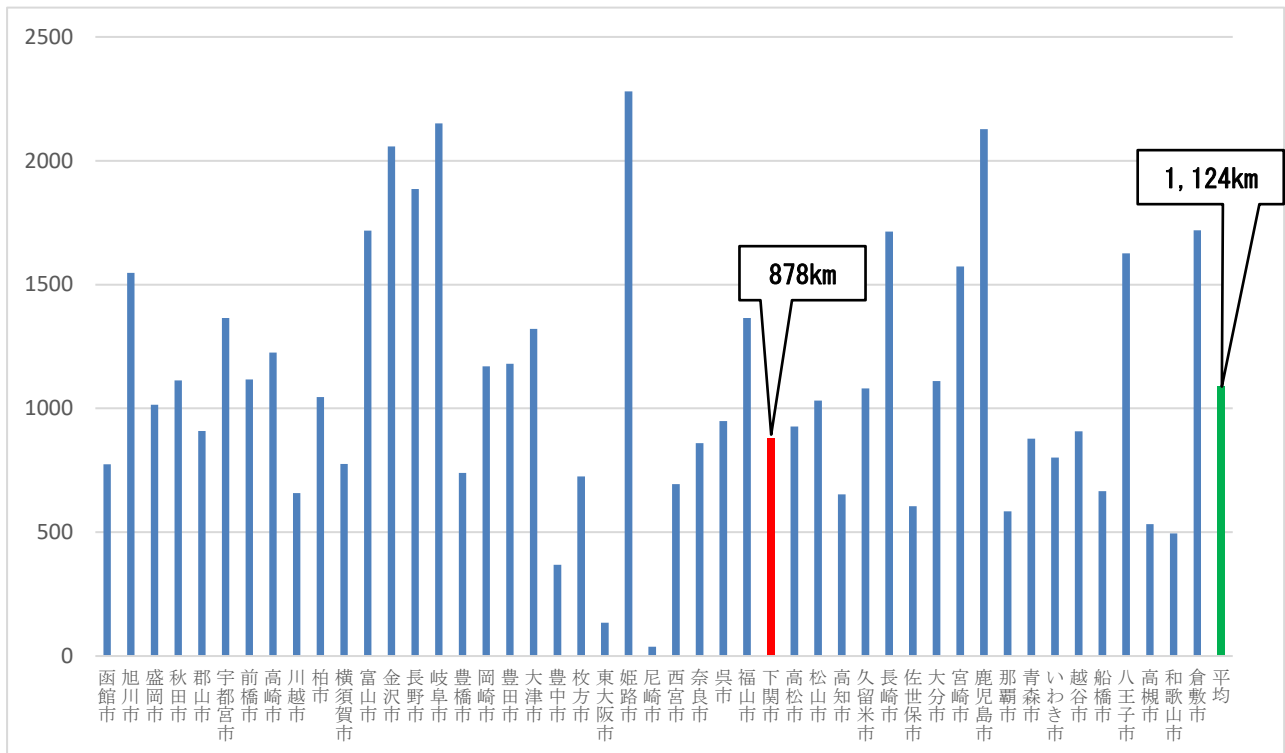
単位：km



本市の公共下水道事業の污水管渠延長を中核市と比較すると、平成26年度末では878kmであり、中核市の47市中29番目の延長となっています。

中核市の污水管渠延長（公共下水道事業・平成26年度末）

単位：km



※他事業体との比較は、総務省地方公営企業年鑑（平成26年度版）を使用しています。

② 処理場の状況

本市の処理場は下表のとおりです。その中でも最初に運転を開始した筋ヶ浜終末処理場は、昭和40年の運転開始から50年以上が経過しています。

処理場の状況(下水道事業)

(平成28年3月31日現在)

施設名	処理開始年月日	計画処理能力 (m ³ /日)
筋ヶ浜終末処理場	昭和40年11月1日	19,030
彦島終末処理場	昭和55年4月1日	15,630
山陰終末処理場	平成2年4月1日	73,800
山陽終末処理場	平成7年4月1日	30,200
豊浦中部浄化センター	平成10年12月1日	5,700
豊北滝部浄化センター	平成10年4月1日	700
豊田浄化センター	平成9年4月1日	1,000

(5) 雨水排水対策の状況

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と近年多発する集中豪雨による都市型浸水被害の増大が、本市を含め全国的な課題となっていますが、その対策には多大な費用と期間を要します。

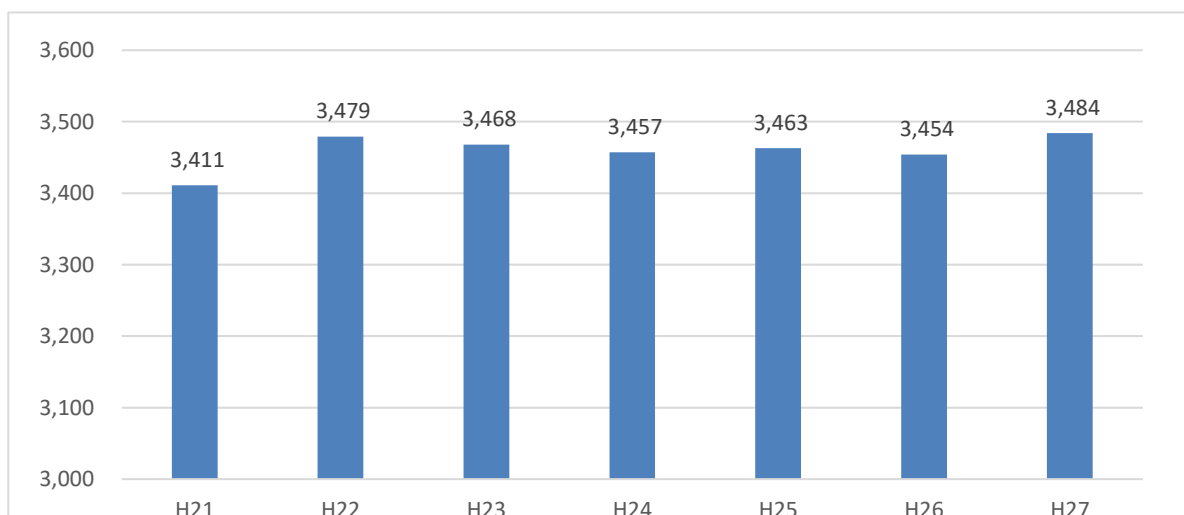
(6) 経営の状況

① 下水道使用料の状況

下水道事業の下水道使用料は、平成20年6月1日に平均18.08%の増額改定を行いました。ここ数年の下水道使用料収入は、約34億円（消費税抜）で推移しています。

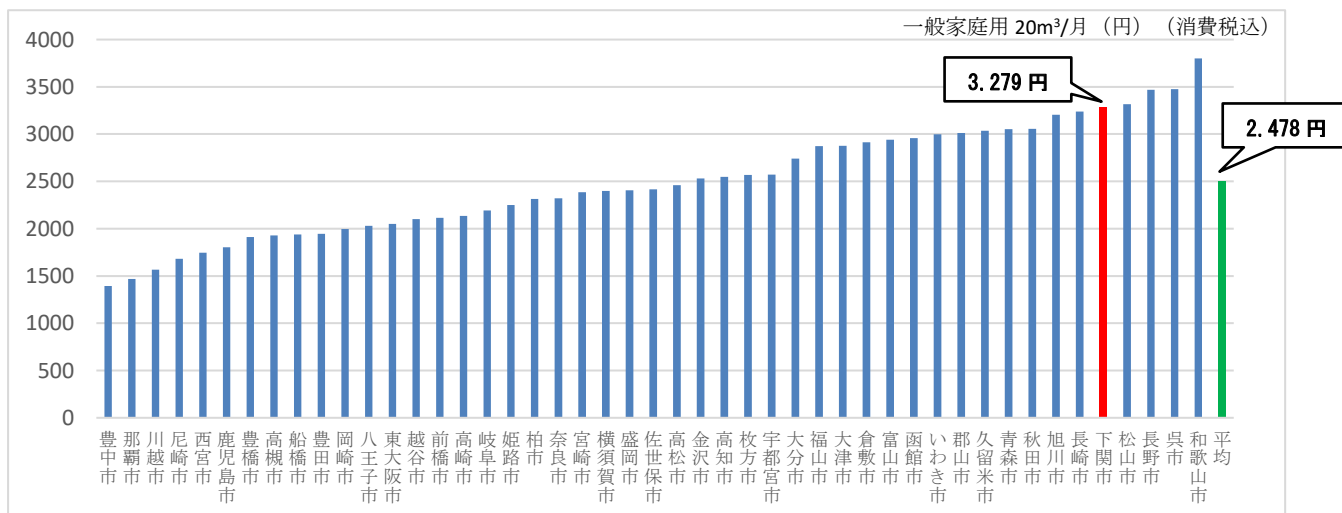
下水道使用料収入の推移(下水道事業)

単位：百万円



本市の平均的な一般家庭が1か月当たり20m³使用した場合の使用料は、3,279円となっており、中核市平均を上回っています。

中核市の下水道使用料比較表（公共下水道事業・平成26年度末）

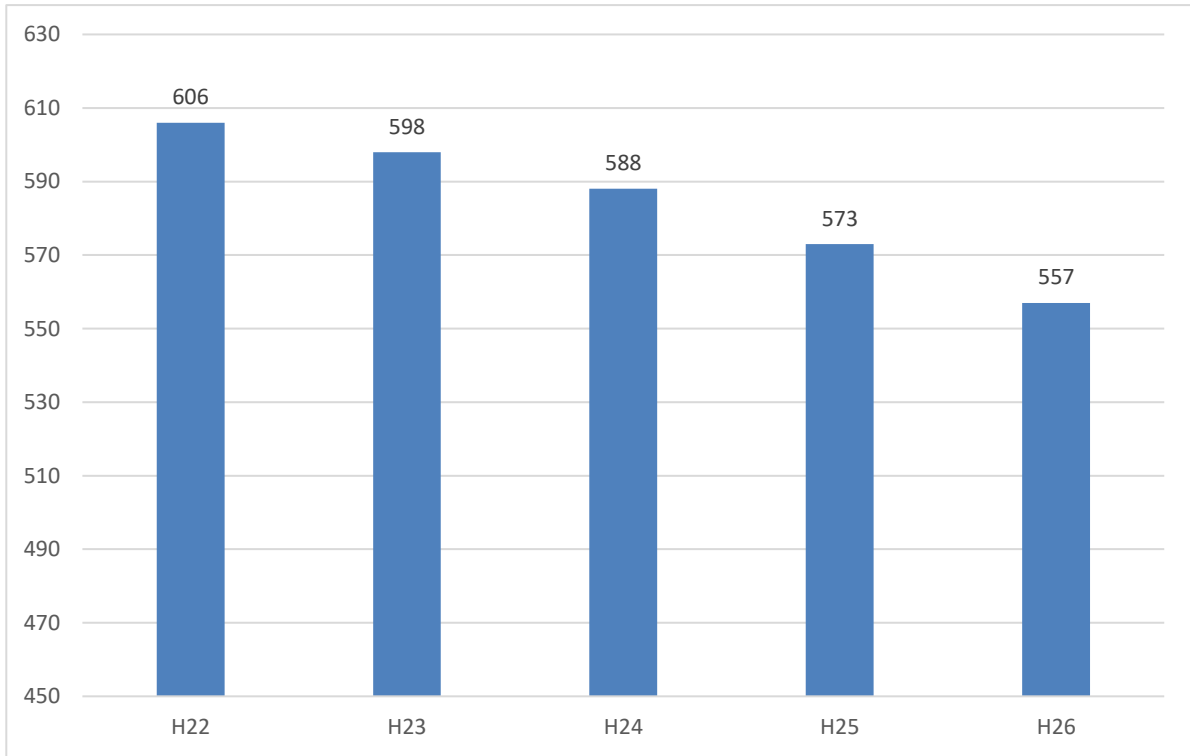


② 企業債残高の状況

平成26年度末の企業債残高は、公共下水道事業で約557億円と中核市平均の約684億円を下回っています。

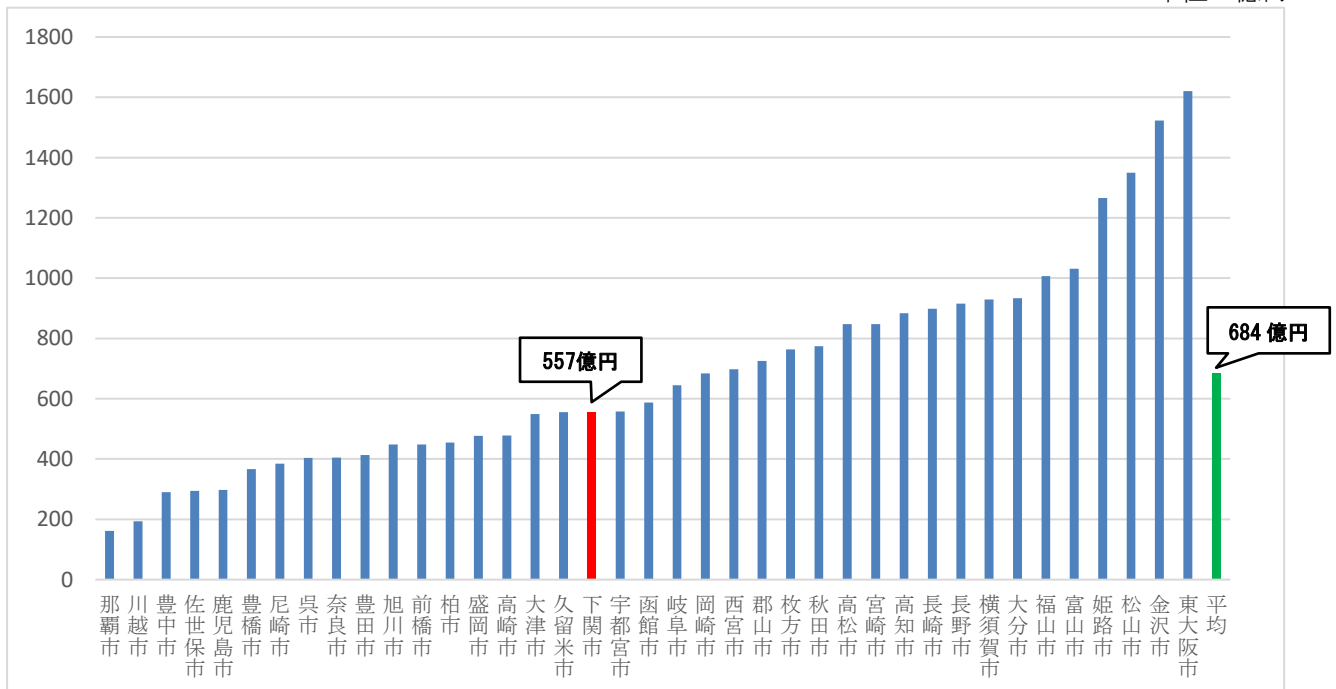
企業債残高の推移（公共下水道事業）

単位：億円



中核市の企業債残高の状況（公共下水道事業・平成26年度末）

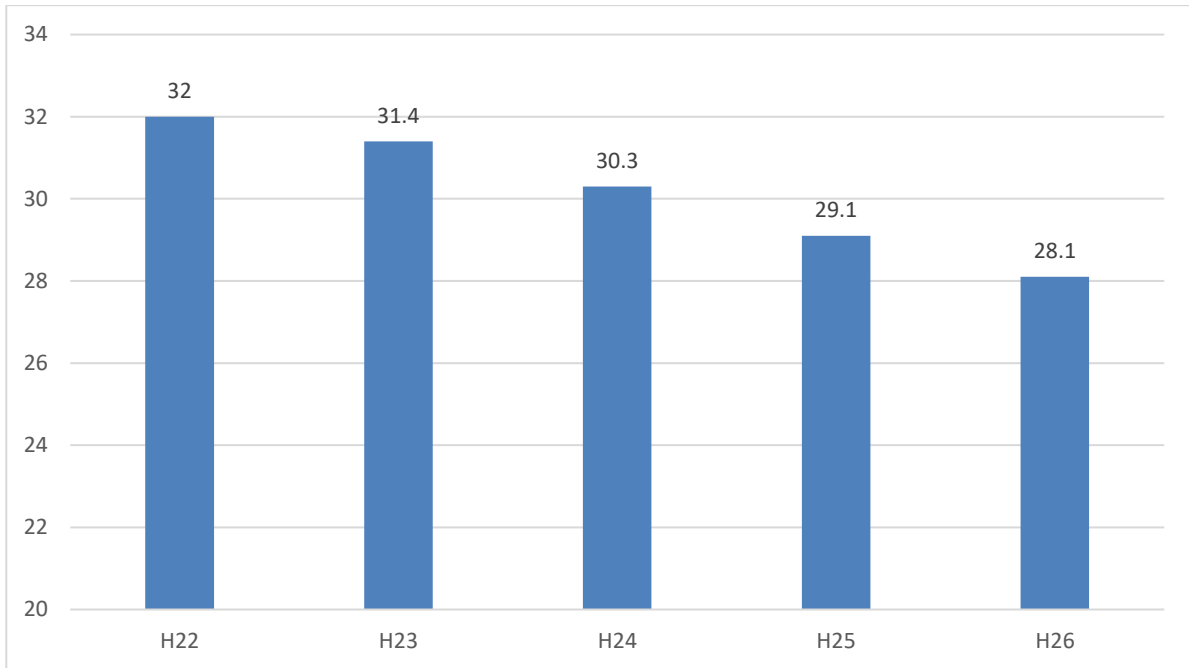
単位：億円



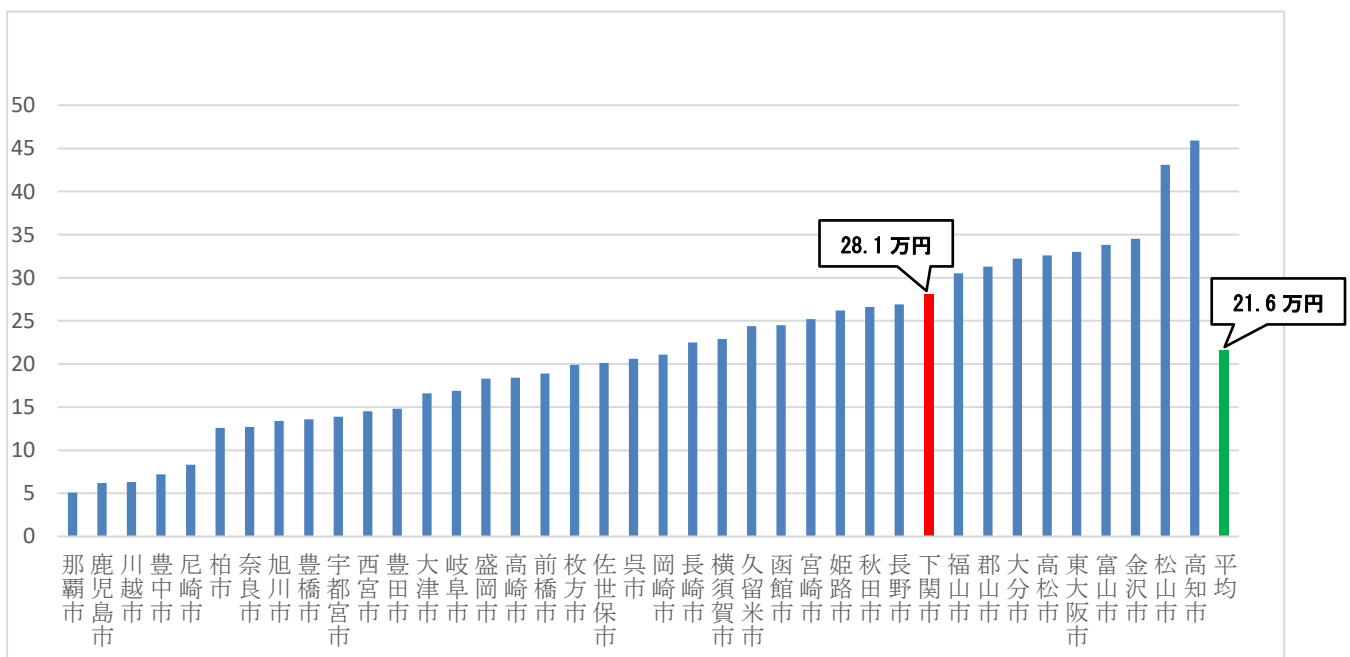
また、公共下水道事業の処理区域内人口1人当たりの企業債残高は、毎年度減少傾向にあります。平成26年度末では約28万円で公共下水道事業に地方公営企業法を適用した中核市と比較した場合、平均金額約22万円を上回っています。

処理区域内人口1人当たりの企業債残高
(公共下水道事業・平成26年度末)

単位：万円



中核市（地方公営企業法適用団体のみ）の処理区域内人口1人当たりの企業債残高（公共下水道事業（平成26年度末）） 単位：万円



③ 経営指標（公共下水道事業）

平成26年度の公共下水道事業の経営指標を公共下水道事業に地方公営企業法を適用した中核市と比較すると、次のとおりです。

公共下水道事業のみ（平成26年度）

視 点	項 目	下関市	中核市平均
経営の健全性	経常収支比率(%)	112.1	107.2
		経常費用（＝営業費用＋営業外費用）が経常収益（＝営業収益＋営業外収益）によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比率が100%未満である場合、収益で費用を賄えず経常損失が生じていることを意味します。	
	累積欠損金比率(%)	0.0	7.7
		累積欠損金が単年度営業収益（受託工事収益を除く）に対して占める割合を示す指標。この比率が高いほど損益収支の内容が悪化していることを示します。	
	流動比率(%)	67.4	67.0
		流動負債に対する流動資産の割合を表す指標。短期債務（一年以内に返済期日が到来する債務）に対する支払能力を判断するために使用されます。	
経営の効率性	経費回収率(%)	93.4	105.8
		汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。値が高いほど費用を使用料で回収できていることを示し、低い場合は費用の不足額を一般会計の繰入等に依存していることを示します。	
	汚水処理原価 (円/m ³)	181.7	138.8
		有収水量1m ³ 当たりの汚水処理費を示します。	
	施設利用率(%)	49.1	89.3
		晴天時一日平均処理水量を晴天時現在処理能力で除したもので、施設がどの程度利用されているのかを示す指標。値が低い場合は、施設の利用効率が悪いことを示します。	
水洗化率(%)	96.0	94.5	
	処理区域内人口の内、実際に下水道に接続した人口の割合を示す指標。		

視 点	項 目	下関市	中核市平均
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	21.0	26.4
		有形固定資産（償却資産のみ）に占める減価償却累計額の割合を示す指標。値が高いほど償却が進んでいるため、資産の老朽化の状況を示すこととなります。	
	管渠老朽化率(%)	0.0	3.1
		維持管理している下水道管総延長の内、法廷耐用年数（50年）を超過した延長の割合を示す指標。値が高いほど管渠の老朽化が進んでいることを示します。	
	管渠改善率(%)	0.02	0.12
		維持管理している下水道管総延長の内、年間に改善（更新・改良・修繕）した延長の割合を示す指標。値の高低については、管渠老朽化率と併せて見る必要があります。	

（経営の健全性）

経常収支比率はおおむね良好ですが、これは平成26年度の新地方公営企業会計基準（以下「新会計」という。）の適用に伴い、非現金収入の長期前受金戻入を計上したことが主な要因です。現金ベースの収支では、多額の繰入金を一般会計から繰り入れていますが、それでも赤字の状況となっています。

（経営の効率性）

本市は、山坂が多く平地が少ないため、ポンプ場や処理場の施設が多いことから、多額の維持管理費や減価償却費を要するため、経費回収率は中核市平均を下回り、汚水処理原価は中核市平均を上回っています。経費回収率は、100%に近い状態ですが、これは新会計の適用に伴うものが主な要因であり、実際は使用料収入のみでは、経費を回収できず、一般会計からの繰入に頼らざるを得ないのが現状です。

（老朽化の状況）

有形固定資産減価償却率は、中核市平均を下回っていますが、年々増加傾向にあることから、今後、老朽化施設の増加が見込まれます。

管渠老朽化率は、ゼロとなっていますが、本市は、1965年（昭和40年）に供用開始しており、平成26年度時点では、老朽化の基準年数である50年に達していないためです。2015年（平成27年）に供用開始50年となったことから、今後は増加が見込まれます。

第3章 経営の基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化により下水道使用料収入の大きな増加が見込めない中、一方で整備率向上のための下水道整備区域の拡大や、耐震化、老朽施設の改築更新など多額の投資費用が必要であり、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

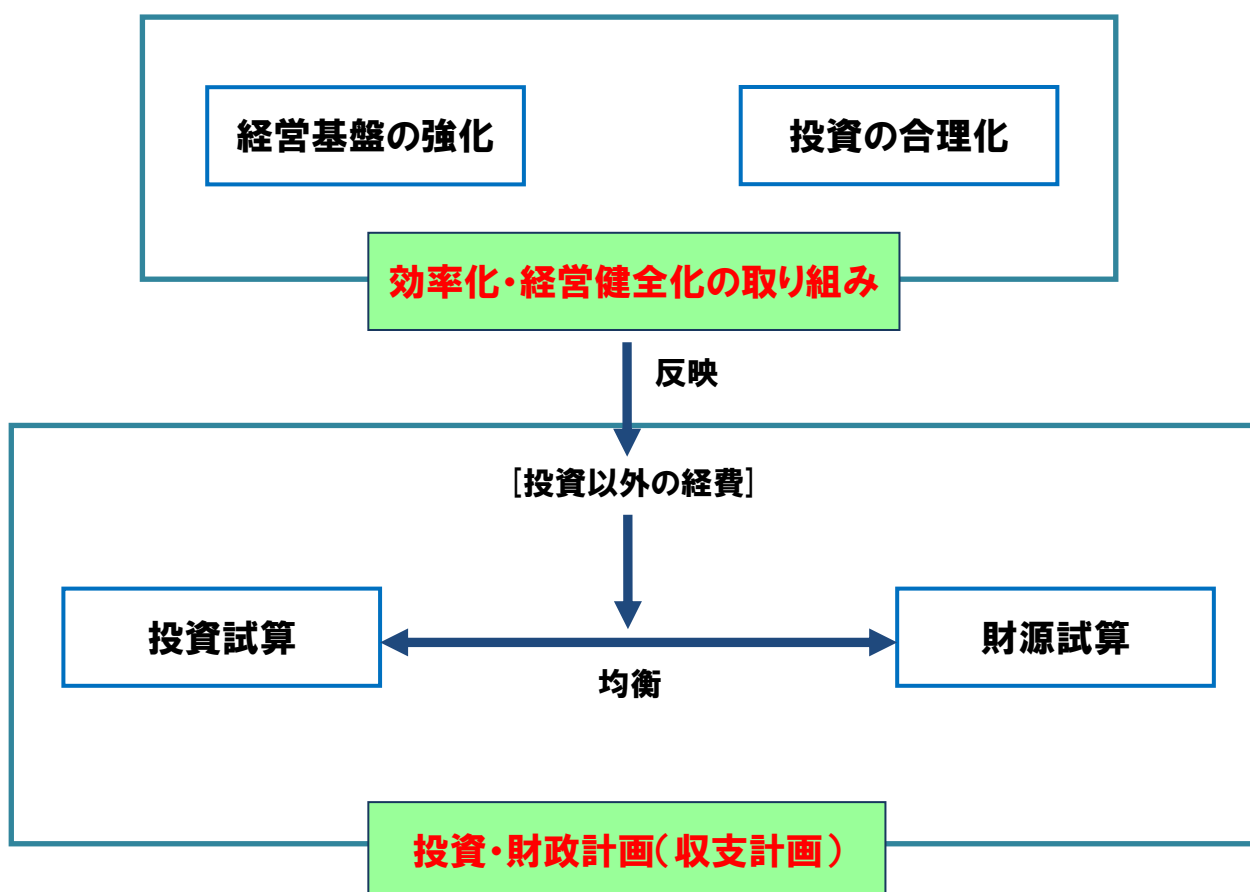
そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、「安全で安定した市民サービスの提供を通して安心して快適な生活環境を創出する」(3A)ことを基本方針とします。

第4章 効率化・経営健全化の取組み

下水道事業では、下水道施設や管渠の健全性を維持することが、安全で安定した市民サービスを提供していくために必要となります。

一方、投資事業には多額の資金が必要になるため、その**投資試算**（投資の所要額の見通し）と**財源試算**（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが非常に重要になります。

そのため、下水道事業の徹底した**効率化・経営健全化**に取り組む必要があります。使用料収入等の収入の確保や、事業運営にかかるコストを削減することで**経営基盤の強化**を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新やダウンサイジングなどにより**投資の合理化**を進める必要があります。



○施策の体系

施 策 目 標	取 組 項 目
1 経営基盤の強化	(1) 組織の活性化と人材の育成
	(2) 効率的な組織の整備
	(3) 処理区域内での早期水洗化の促進
	(4) 収納率の向上
	(5) 資産の有効活用等
	(6) 資金管理・調達に関する取組み
	(7) その他経営基盤強化の取組み
2 投資の合理化	(1) 計画的な投資と長寿命化
	(2) 民間の資金・ノウハウの活用
	(3) 新技術の活用
3 危機管理体制の強化	(1) 危機管理等の体制整備
	(2) 施設の耐震化
	(3) 公共用水域の水質保全

1 経営基盤の強化

(1) 組織の活性化と人材の育成

市民の行政に対する要望や期待は質・量ともに高まってきています。複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するため、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。また、職場外研修にも積極的に参加し、業務の実情に応じた人材を育成することにより、組織を活性化していきます。

○ 主な取組み

- ・職員研修の実施

(2) 効率的な組織の整備（再編）

下水道事業では、上下水道の組織統合など、従前から事務・事業の合理化に取り組んできましたが、今後も業務改善や更なる民間委託の推進などにより、組織の効率化を進めていきます。

なお、外部委託を進めることにより組織の効率化が図られる一方で、職員の技術継承に支障をきたす懸念もあるため、技術継承と委託化の最適なバランスを見極めることが重要となります。

- 主な取組み
 - ・ 機構改革による効率的な組織運営

(3) 処理区域内での早期水洗化の促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。公共用水域の水質向上、負担の公平性の確保のためにも、処理区域内での未接続家屋への啓発・水洗化の促進を図る必要があります。

今後も、未接続家屋所有者に対する文書指導、訪問指導などの手段により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

- 主な取組み
 - ・ 処理区域内での早期水洗化指導の継続（未接続家屋所有者への文書指導、訪問指導、市報、ホームページでの広報）

【目標指標】

年度	平成 27 年度末	令和元年度末	令和 4 年度末	令和 8 年度末
水洗化率 (下水道事業)	96.3%	97.7%	97.8%	98.0%

(4) 収納率の向上

下水道使用者間の負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料及び下水道受益者負担金の収納率の向上に取り組めます。

① 下水道使用料

未収金を減少させ、収納率を向上させる取り組みとして、滞納者と早期折衝を行うことで、早期回収に努め、複数期の未納の抑制を図ります。さらに、滞納処分については、地方税法及び国税徴収法の例に基づき、未収金の減少に努めます。

② 下水道受益者負担金

未収金対策として、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等を行い、未収金の減少に努めます。

○ 主な取組み

- ・未収金対策の継続（電話催告、戸別訪問等）
- ・早期折衝等による、早期回収、複数期の未納の抑制
- ・法令に基づく滞納処分による未収金の減少

【目標指標】

年度	平成 27 年度末	令和元年度末	令和 4 年度末	令和 8 年度末
下水道使用料 収納率	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%

(5) 資産の有効活用等

筋ヶ浜処理区を山陰処理区に統合することで、筋ヶ浜終末処理場用地が不要となるため、有効利用の方法または対象用地の処分について、今後検討する必要があります。また、将来の処理水量の増加や施設の増設に備えるために取得したが、現在は未利用となっている用地が豊浦中部浄化センターに存在します。

これら不要となる用地や未利用地は、国庫補助金などにより取得した用地であるため、無秩序な目的外使用や売却は原則認められていませんが、本来の取得目的等を十分勘案したうえで、有効活用の方法を検討します。

○ 主な取組み

- ・筋ヶ浜終末処理場跡地有効利用
- ・未利用地の有効活用

(6) 資金管理・調達に関する取組み

本市においては、処理区域の拡大を行っており、今後も建設投資が必要なため交付金（国庫補助金）、企業債を活用し、財政計画・事業計画の精査による投資・財政計画の見直しや事業経営の効率化により、必要な財源を確保に努めます。

○ 主な取組み

- ・企業債の着実な償還、資金不足を起こさないための資金計画を作成

(7) その他経営基盤強化の取組み

① 下水道資源の再利用

・消化ガス発電事業

山陰終末処理場において、消化ガス発電事業を民設民営方式で行うこととなり、平成28年3月に事業者と契約を締結しました。事業者による設計建設期間を経て、平成31年から消化ガス発電事業を開始しています。

・汚泥堆肥化事業

市内の全処理場から排出される汚泥については、全量をセメント原料として再利用してきましたが、リスク分散及び環境負荷への低減を考慮し、今後一部の汚泥について堆肥化を行う予定です。

○ 主な取組み

- ・山陰終末処理場消化ガス発電事業
- ・汚泥堆肥化事業

② 情報公開に関する事項

下水道事業の財務状況等については、市ホームページ、上下水道局広報誌「ウォータートーク」で情報公開し、経営の透明性の確保を図るとともに、より分かりやすい情報を提供するための指標等を検討します。

2 投資の合理化

(1) 計画的な投資と長寿命化

これまでは、主として処理区ごとに処分制限期間^{*}を経過した主要な管渠について改築更新を行ってきましたが、今後は、老朽管が急速に増大することが見込まれるため、処理区全施設を対象とした施設管理を最適化する「ストックマネジメント計画」の策定を予定しています。策定にあたっては、改築更新費用の平準化を図り、より計画的かつ効率的な改築更新計画を立案し、投資の合理化を図ります。

- 主な取組み
 - ・ 「ストックマネジメント計画」の策定

※処分制限期間 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間。原則としてこの期間を経過しなければ補助金等で取得した財産（資産）は処分（用途外使用も含む）できない。

(2) 民間の資金・ノウハウの活用

前述の消化ガス発電事業については、民間の資金・ノウハウを活用する事業として、民設民営方式で行う予定です。また、汚泥堆肥化事業においても、民間の資金・ノウハウの活用を検討しています。

- 主な取組み
 - ・ 山陰終末処理場消化ガス発電事業
 - ・ 汚泥堆肥化事業

3 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の確保や生命・財産を守る浸水対策など、市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

(1) 危機管理等の体制整備

下関市では、下水道施設が地震・津波発生等による大規模災害発生時に職員、施設等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、平成26年度末に「下関市下水道BCP【事業継続計画】」（以下「下水道BCP」という）を策定いたしました。

下水道BCPを策定、導入することにより、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮が図れ、迅速な業務の再開が可能となり、発災時の市民生活への影響を抑えることができるなどの効果が期待されます。

○ 主な取組み

- ・ 「下関市下水道BCP【事業継続計画】」の策定、導入
- ・ 高い危機管理能力を備えた職員の養成
- ・ 事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備

(2) 施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインのひとつであり、震災による施設機能の停止や下水道管渠が損壊することにより、排水が不能となり汚水が地表面に溢れることや道路陥没など、市民生活に甚大な影響を及ぼします。このため、引き続き施設の耐震化に取り組んでいきます。

① 管渠の耐震化

平成10年度以降に布設した管渠については、可とう継ぎ手または可とう管の使用及び改築工事により耐震化を図っています。平成28年3月末現在の耐震化の割合は、約38%であり、今後も引き続き耐震化を進めていきます。

② 処理場等の耐震化

処理場の管理棟などの建築施設については、順次、耐震診断を実施します。

一方、土木施設等については、地下部分に位置しており、かつ、供用中であるため耐震化が困難であり、今後、施設全体のストックマネジメント計画に基づく、改築更新時に合わせて耐震化を図っていく予定です。

○ 主な取組み

- ・ストックマネジメント計画に基づく改築更新ならびに増設時の耐震化の推進

(3) 公共用水域の水質保全

公共用水域の水質を保全するため、下水処理場からの放流水には、法律により排水基準が設けられています。そのため、定期的に水質検査を行うことにより、処理場が適切に運転管理され、排水基準が守られていることを確認しています。また、下水道施設や処理場放流水に影響を及ぼすおそれのある事業場排水について監視指導を実施し、排除基準に適合しているかの確認を行っています。

○ 主な取組み

- ・処理場における水質検査の実施
- ・事業場排水の監視指導

第5章 投資・財政計画

1 投資事業

今後、本市では、下水道施設の未普及対策事業、下水道施設の改築・耐震化事業、浸水対策事業の3事業を最優先事業として取り組みます。

(1) 下水道施設の未普及対策事業

国が推進する汚水処理施設の「10年概成」に基づき、事業計画区域の拡大を図りながら、山陰、山陽、川棚小串処理区における管渠整備、処理施設の増設を行い令和8年度末での公共下水道事業の概成を目指します。

(2) 下水道施設の改築・耐震化事業

平成29年度からストックマネジメント計画を策定し、より効率的な改築更新事業を行うとともに、併せて老朽化施設の耐震を進めていきます。

(3) 浸水対策事業

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と近年多発する集中豪雨により、都市型浸水被害の増大が、全国的な課題となっています。雨水施設整備には多額の費用と期間を要するため、雨水管理総合計画を策定し、効率的な浸水対策事業を進めていきます。また、ソフト面においても、内水ハザードマップの作成等により、住民の安全を確保していきます。

2 投資事業に必要な財源の確保

「安全で安定した市民サービスの提供を通して安心で快適な生活環境を創出する」には、管渠や下水道施設の健全性を維持することが極めて重要です。今後、本市では下水道施設の未普及対策事業、下水道施設の改築・耐震化事業、浸水対策事業の3事業を最優先事業として取り組みますが、これらの投資事業には多額の資金が必要となります。一方、本市の将来人口の減少、節水意識の向上や節水機器の普及により、下水道使用料収入の減少が予想されます。そのため、**投資試算**（投資事業の所要額の見通し）と**財源試算**（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

今後の投資額の見込（概算・下水道事業全体）

（消費税抜）

項 目	10年間の投資額 (H29-R8)（百万円）
下水道施設の未普及対策事業	28,774
下水道施設の改築・耐震化事業	7,339
浸水対策事業	4,103
その他	162
合 計	40,378

3 投資事業に必要な財源確保のための検討事項

（1）使用料収入

地方公営企業の経営の基本原則は「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」であり、この基本原則に基づき料金については「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない。」とされています。また、下水道における経費の負担区分は、原則として、雨水処理に要する費用は税金（公費）で、汚水処理に要する費用は下水道使用者が使用の量に応じて、下水道使用料（私費）で負担することとされています（雨水公費・汚水私費の原則）。

一般的に下水道整備には長期間を要し、整備途上で下水道処理区人口普及率（以下「普及率」という。）の低い段階においては、十分な使用料収入が得られないため、普及が進むまでの間、過渡的に一般会計が支援することも止むを得ないとされているところですが、普及率が上昇したにも関わらず、恒常的に多額の繰入れを続けることは、受益者負担の原則や独立採算制の原則からも適正な状況とはいえません。よって、普及率の上昇を勘案して段階的に下水道使用料の見直しを図っていく必要があります。

（2）企業債

本市においては、処理区域の拡大に加え、施設の更新や耐震化等を図らなければなりません。人口の減少に伴い下水道使用料収入の大幅な伸びは見込めない状況にあります。

このため財源として、企業債の借入も必要ですが、企業債の償還金は、原則使用料収入で賄うこととなるため、企業債残高の抑制を図ることが重要となります。

(3) 一般会計からの繰入金

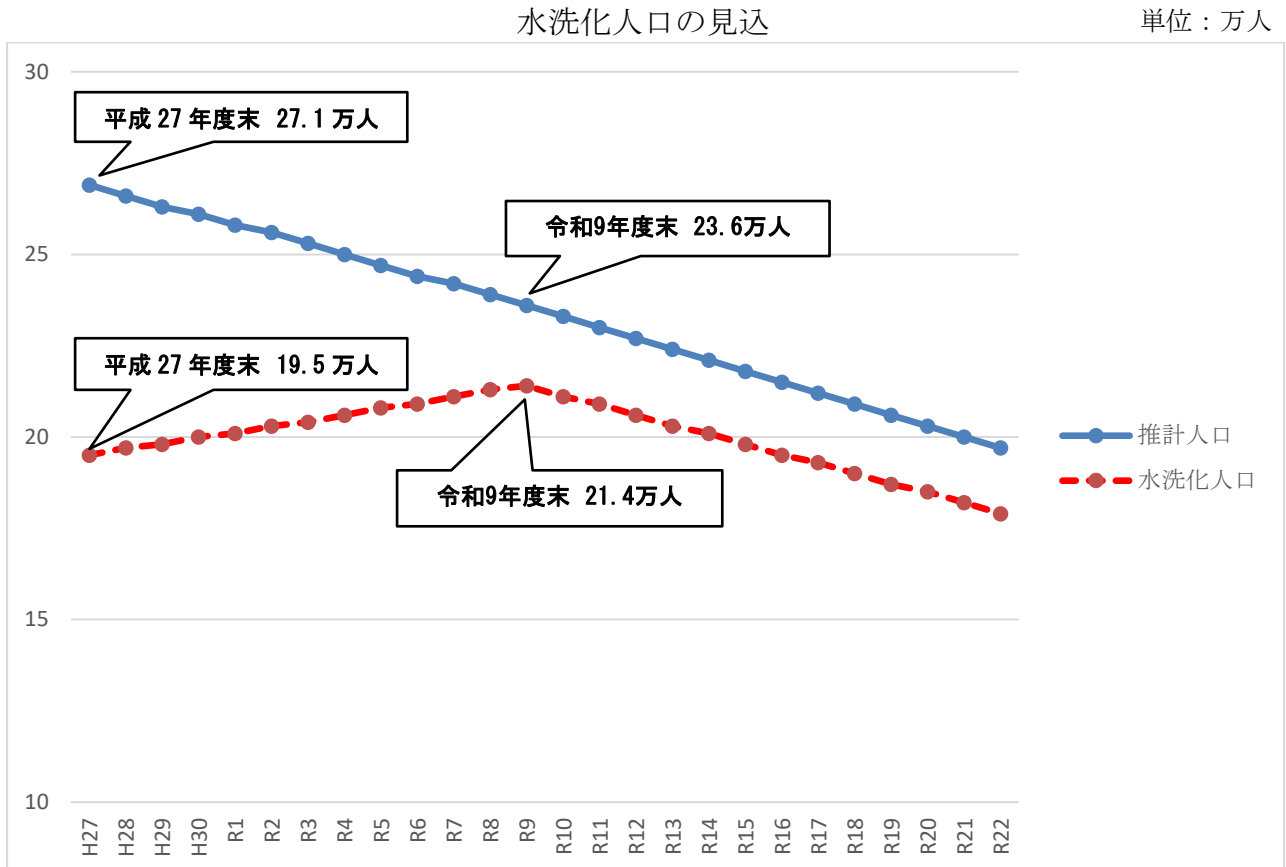
一般会計からの繰入金には、毎年度、総務副大臣から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

本市では、下水道建設事業終了直後における経営安定化のため、一般会計からの繰入により対応していますが、本来、下水道事業の経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てることとなっており、独立採算制の原則が適用されるため、早期に繰入基準に基づかない一般会計繰入金の縮減を図らなければなりません。

4 財源試算の前提条件

(1) 水洗化人口の見込

水洗化人口は、整備の推進に伴い、整備が完了（概成）する令和8年度から接続猶予期間を経た令和9年度をピークに、人口減少に併せ減少するものと予測されます。



※ 平成27年度のみ実績値

推計人口は、下関市人口ビジョンの将来推計人口に基づくもの。

水洗化人口は、令和9年度までは過去の水洗化人口の増加状況により試算したもの。

令和10年度以降は、推計人口の減少率を参考に試算したもの。

	平成27年度末	令和元年度末	令和4年度末	令和8年度末
水洗化人口	19.5万人	20.1万人	20.6万人	21.3万人
平成27年度比較	—	0.6万人	1.1万人	1.8万人

(2) 1人1日当たりの使用水量の見込

公共下水道事業の一般汚水についての1人1日当たりの使用水量は、平成23年度の296ℓから平成27年度には287ℓと毎年度2ℓ程度減少しています。今後もこの傾向が続くものと考えており、令和8年度には265ℓまで減少すると予測されます。

1人1日当たりの使用水量の見込（下水道事業）

	平成27年度末	令和元年度末	令和4年度末	令和8年度末
1人1日当たりの 使用水量 (下水道事業)	287ℓ	279ℓ	273ℓ	265ℓ
平成27年度比較	—	△8ℓ	△14ℓ	△22ℓ

5 財源試算

(1) 下水道使用料

平成27年度の下水道事業の下水道使用料収益は34.8億円となっています。今後の状況としては、本市の下水道は現在整備中であり、整備による水洗化人口の増加、旧豊浦郡四町のし尿処理を平成29年2月から「環境部彦島工場」で行うことに伴う、隣接する彦島終末処理場への流入汚水量の増加、以上の要因から有収水量が増加することが見込まれるため、当面は収入が増加するものと予測されますが、令和9年度以降は、水洗化人口の減少に伴い収益が減少していくものと予測されます。

下水道使用料収入の見込（下水道事業）

	平成27年度末	令和元年度末	令和4年度末	令和8年度末
下水道使用料 (下水道事業)	34.8億円	35.4億円	35.6億円	36.1億円
平成27年度比較	—	0.6億円	0.8億円	1.3億円

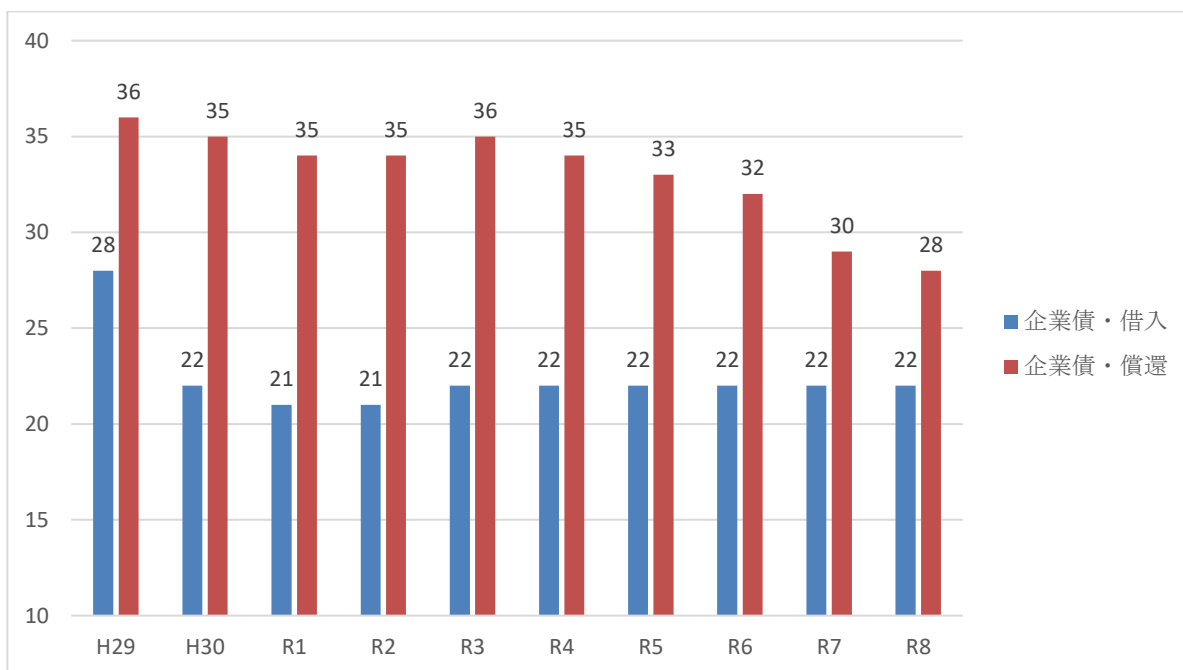
使用料対象の経費は、下水道使用料で賄うことがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担していただくという観点から、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるように使用料の段階的な見直しを進めて行く必要があります。

(2) 企業債

今後、新規の企業債借入額は原則として償還額の範囲内とすることにより、企業債残高の削減に努めます。

企業債の新規借入額と償還の見込

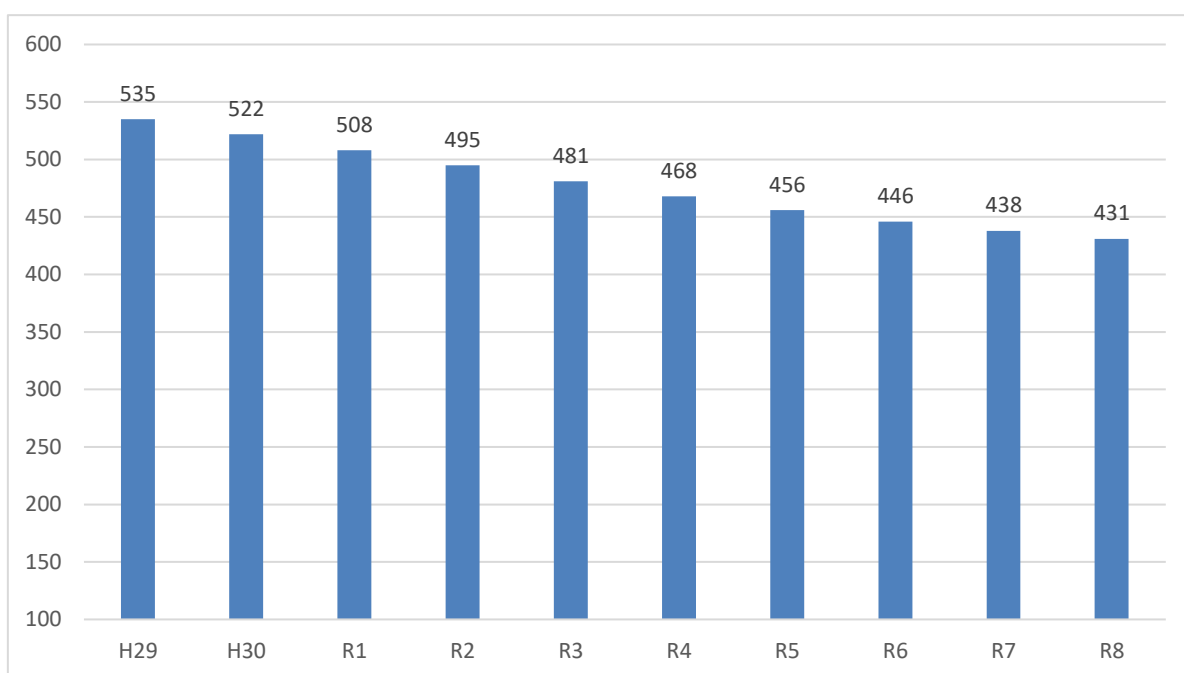
単位：億円



企業債残高は、平成28年度の540億円から令和8年度の431億円へと、109億円減少すると見込んでいます。

企業債残高の見込

単位：億円

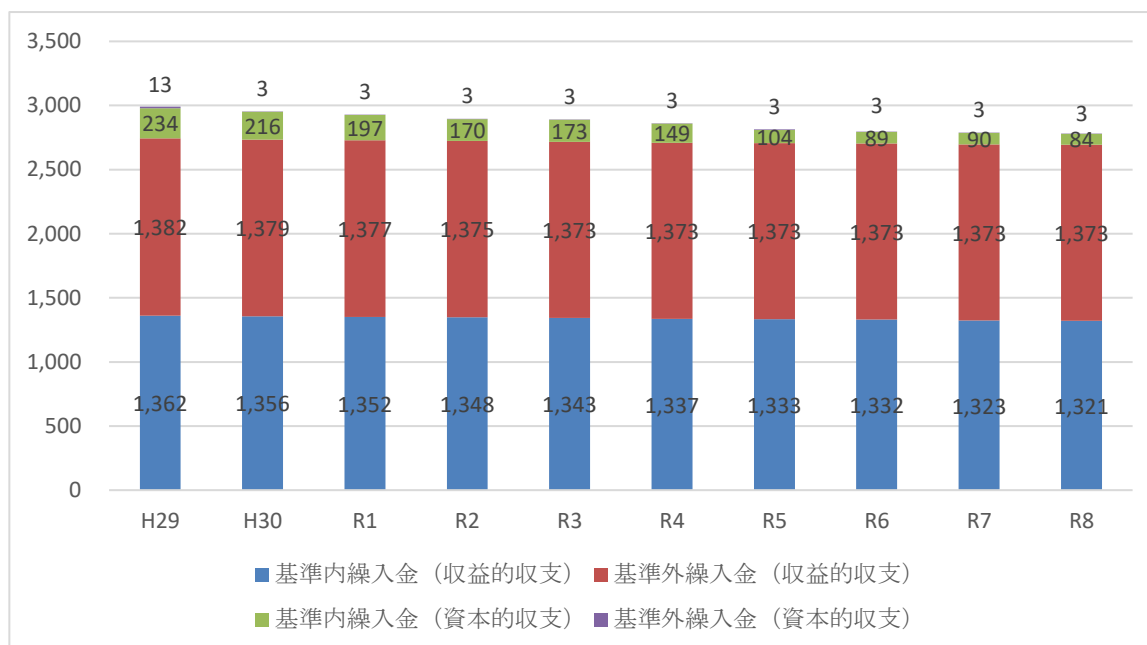


(3) 一般会計繰入金

今後は、一層の自助努力により一般会計からの基準外繰入金の削減を行い、独立採算制の基本原則に立脚した経営に努めます。

一般会計からの繰入金の見込

単位：百万円



単位：百万円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基準内繰入金 (収益的収支)	1,362	1,356	1,352	1,348	1,343	1,337	1,333	1,332	1,323	1,321
基準外繰入金 (収益的収支)	1,382	1,379	1,377	1,375	1,373	1,373	1,373	1,373	1,373	1,373
基準内繰入金 (資本的収支)	234	216	197	170	173	149	104	89	90	84
基準外繰入金 (資本的収支)	13	3	3	3	3	3	3	3	3	3
一般会計繰入金 (収益的収支)	2,744	2,735	2,729	2,723	2,716	2,710	2,706	2,705	2,696	2,694
一般会計繰入金 (資本的収支)	247	219	200	173	176	152	107	92	93	87
一般会計繰入金合計	2,991	2,954	2,929	2,896	2,892	2,862	2,813	2,797	2,789	2,781

※一般会計繰入金については、「下関市財政健全化プロジェクト(Ⅱ期計画)」にて見直しを図るため、平成28年度から見直しに係る業務を継続中です。今後の業務の進捗により、上記の値は変更する可能性があります。

6 財政計画

(1) 収益的収支（下水道事業）

区 分		年 度					
		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算 見 込)	平成29年度 (予 算)	平成30年度	令和元年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	3,605,837	3,596,830	3,654,521	3,646,926	3,640,023	
	(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	3,483,971	3,511,495	3,538,688	3,538,688	3,538,688	
	(2) 他 会 計 負 担 金 (Q)	69,308	73,539	73,890	88,792	87,319	
	(3) そ の 他	52,558	11,796	41,943	19,446	14,016	
	2. 営 業 外 収 益	4,446,074	4,427,278	4,554,742	4,439,690	4,447,238	
	(1) 他 会 計 補 助 金	2,763,751	2,649,777	2,744,244	2,738,379	2,734,232	
	(2) 引 当 金 戻 入 益	35,453	40,332	50,751	45,898	40,647	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	1,645,926	1,736,796	1,759,220	1,654,886	1,671,832	
	(4) そ の 他	944	373	527	527	527	
	収 入 計 (C)	8,051,911	8,024,108	8,209,263	8,086,616	8,087,261	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	6,022,463	6,407,690	6,650,980	6,620,626	6,635,498
		(1) 職 員 給 与 費	407,910	356,098	424,111	394,491	374,786
		基 本 給 当 手 賃 金	177,718	177,191	182,861	182,469	184,394
		退 職 給 付 費	96,184	97,897	105,743	100,536	101,226
		法 定 福 利 費	5,450	947	1,073	1,073	1,073
		(2) 経 費	1,609,873	1,954,366	1,997,573	1,948,325	1,940,538
		動 力 費	252,828	279,269	295,680	359,451	363,618
		修 繕 費	144,273	158,411	164,758	144,415	134,024
		委 託 料	858,428	916,089	980,724	905,592	901,816
		そ の 他	354,344	600,597	556,411	538,867	541,079
(3) 減 価 償 却 費		4,004,680	4,097,226	4,071,069	4,240,085	4,282,449	
(4) 資 産 減 耗 費		7,944	91,659	158,227	37,725	37,725	
2. 営 業 外 費 用		1,027,374	914,771	875,501	846,531	758,678	
(1) 支 払 利 息		1,018,203	914,771	875,501	846,531	758,678	
(2) そ の 他		29,148					
支 出 計 (D)		6,849,901	7,322,461	7,526,481	7,467,157	7,394,176	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,012,575	701,647	682,782	619,459	693,085	
特 別 利 益 (F)		34,086	63,080	47	45	44	
特 別 損 失 (G)		18,450	12,022	9,786	9,786	9,786	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		24,753	51,058	△ 9,739	△ 9,741	△ 9,742	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1,037,328	752,705	673,043	609,718	683,343		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		752,704	1,425,747	2,035,465	2,718,809		
流 動 資 産 (J)	3,034,513	3,482,161	3,520,990	3,192,456	3,092,482		
	うち 未 収 金	802,689	931,296	937,808	850,627	824,911	
流 動 負 債 (K)	4,480,776	4,642,824	5,373,259	4,967,388	4,910,122		
	うち 建 設 改 良 費 分	465,857	465,417	640,328	548,516	530,249	
	うち 一 時 借 入 金						
	うち 未 払 金	298,097	316,031	326,502	318,119	318,853	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(Q)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(Q) (M)	3,536,529	3,523,291	3,580,631	3,558,134	3,552,704		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	3,536,529	3,523,291	3,580,631	3,573,985	3,568,555		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

※区分の金額・値に該当が無いまたはゼロ値の場合は空欄表示。

単位:千円 (税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,642,870	3,660,226	3,692,891	3,699,396	3,735,933	3,742,505	3,759,246
3,543,477	3,552,953	3,563,350	3,573,747	3,586,154	3,599,972	3,613,776
98,922	104,898	110,873	125,178	132,936	139,812	142,016
471	2,375	18,668	471	16,843	2,721	3,454
4,471,807	4,494,939	4,520,839	4,528,813	4,551,391	4,567,929	4,596,710
2,730,585	2,724,971	2,719,508	2,715,128	2,713,863	2,705,291	2,702,903
47,395	42,940	46,615	46,264	50,902	50,095	55,390
1,693,300	1,726,689	1,754,377	1,767,082	1,786,287	1,812,204	1,838,078
527	339	339	339	339	339	339
8,114,677	8,155,165	8,213,730	8,228,209	8,287,324	8,310,434	8,355,956
6,685,698	6,636,835	6,713,697	6,790,041	6,852,482	6,909,358	7,016,437
355,138	383,090	386,468	391,759	418,001	395,072	423,307
186,351	189,504	191,548	194,789	196,921	196,766	200,094
101,860	102,946	103,677	104,796	105,487	105,516	106,666
1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073
	22,804	22,804	22,804	45,608	22,804	45,608
65,854	66,763	67,366	68,297	68,912	68,913	69,866
1,956,716	1,796,428	1,800,691	1,839,982	1,828,167	1,843,180	1,857,340
367,446	359,432	363,297	367,521	370,978	374,867	376,095
146,666	137,290	135,528	136,236	136,796	138,783	139,972
909,196	788,849	791,214	822,704	808,829	810,912	814,627
533,409	510,857	510,652	513,521	511,565	518,618	526,646
4,336,119	4,419,592	4,488,813	4,520,575	4,568,589	4,633,381	4,698,065
37,725	37,725	37,725	37,725	37,725	37,725	37,725
695,764	627,468	568,725	519,538	476,170	452,439	442,702
695,764	627,468	568,725	519,538	476,170	452,439	442,702
7,381,462	7,264,303	7,282,422	7,309,579	7,328,652	7,361,797	7,459,139
733,215	890,862	931,308	918,630	958,672	948,637	896,817
50	47	47	47	47	47	47
9,786	9,786	9,786	9,786	9,786	9,786	9,786
△ 9,736	△ 9,739	△ 9,739	△ 9,739	△ 9,739	△ 9,739	△ 9,739
723,479	881,123	921,569	908,891	948,933	938,898	887,078
3,442,287	4,323,410	5,244,979	6,153,870	7,102,803	8,041,701	8,928,779
3,113,930	3,154,862	3,133,918	3,099,055	3,107,374	3,109,858	3,113,812
824,504	835,180	834,200	828,572	830,849	831,612	832,757
4,942,818	5,000,186	5,032,672	5,064,171	5,096,868	5,128,575	5,178,213
531,295	553,279	552,503	551,970	552,786	553,516	553,723
321,324	318,926	322,702	326,448	329,515	332,313	337,568
3,543,948	3,555,328	3,582,018	3,574,218	3,602,997	3,602,693	3,617,230
3,559,799	3,571,179	3,597,869	3,590,069	3,618,848	3,618,544	3,633,081

(2) 資本的収支（下水道事業）

4

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		2,167,800	3,020,800	2,794,400	2,205,100	2,108,800
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金		261,032	267,324	246,190	218,272	199,999
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金		1,410,811	1,830,577	2,071,750	1,869,865	1,749,615
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他		123,055	76,221	82,393	86,778	86,778	
	計 (A)		3,962,698	5,194,922	5,194,733	4,380,015	4,145,192	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		3,962,698	5,194,922	5,194,733	4,380,015	4,145,192	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		3,589,445	3,577,891	4,916,250	4,213,484	4,074,756
		うち 職員給与費		186,567	218,679	232,444	231,476	232,732
		2. 企 業 債 償 還 金		3,680,803	3,671,243	3,615,620	3,529,996	3,510,949
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他					250	250	250	
計 (D)		7,270,248	7,249,134	8,532,120	7,743,730	7,585,955		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			3,307,550	2,054,212	3,337,387	3,363,715	3,440,763	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		3,307,550	2,054,212	3,337,387	3,363,715	3,440,763	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
計 (F)		3,307,550	2,054,212	3,337,387	3,363,715	3,440,763		
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			55,014,188	54,363,745	53,542,525	52,217,629	50,815,480	

○他会計繰入金

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
収益的収支分			2,763,751	2,649,777	2,744,244	2,735,379	2,729,232	
	うち 基準内繰入金		1,529,809	1,415,835	1,362,092	1,356,227	1,352,080	
	うち 基準外繰入金		1,233,942	1,233,942	1,382,152	1,379,152	1,377,152	
資本的収支分			261,032	267,324	246,190	218,272	199,999	
	うち 基準内繰入金		244,625	250,917	233,583	215,615	197,289	
	うち 基準外繰入金		16,407	16,407	12,607	2,657	2,710	
合 計			3,024,783	2,917,101	2,990,434	2,953,651	2,929,231	

単位:千円(税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,114,600	2,193,700	2,187,000	2,181,700	2,181,700	2,181,700	2,181,700
172,705	175,965	152,147	106,994	91,999	92,746	86,893
1,758,115	1,758,904	1,752,245	1,746,865	1,746,865	1,746,865	1,746,865
86,778	86,778	86,778	86,778	86,778	86,778	86,778
4,132,198	4,215,347	4,178,170	4,122,337	4,107,342	4,108,089	4,102,236
4,132,198	4,215,347	4,178,170	4,122,337	4,107,342	4,108,089	4,102,236
4,076,719	4,245,216	4,243,877	4,243,512	4,249,793	4,255,401	4,256,704
235,943	242,511	242,530	243,979	247,381	254,144	251,266
3,476,315	3,550,619	3,504,339	3,319,559	3,215,271	2,990,593	2,834,241
250	250	250	250	250	250	250
7,553,284	7,796,085	7,748,466	7,563,321	7,465,314	7,246,244	7,091,195
3,421,086	3,580,738	3,570,296	3,440,984	3,357,972	3,138,155	2,988,959
3,421,086	3,580,738	3,570,296	3,440,984	3,357,972	3,138,155	2,988,959
3,421,086	3,580,738	3,570,296	3,440,984	3,357,972	3,138,155	2,988,959
49,453,765	48,096,846	46,779,507	45,641,648	44,608,077	43,799,184	43,146,643

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,723,585	2,715,971	2,710,508	2,706,128	2,704,863	2,696,291	2,693,903
1,348,433	1,342,819	1,337,356	1,332,976	1,331,711	1,323,139	1,320,751
1,375,152	1,373,152	1,373,152	1,373,152	1,373,152	1,373,152	1,373,152
172,705	175,965	152,147	106,994	91,999	92,746	86,893
169,943	173,149	149,276	104,067	89,015	89,896	84,103
2,762	2,816	2,871	2,927	2,984	2,850	2,790
2,896,290	2,891,936	2,862,655	2,813,122	2,796,862	2,789,037	2,780,796

(3) 収益的収支（公共下水道事業）

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			3,530,354	3,523,516	3,588,547	3,580,952	3,574,049	
	(1) 下 水 道 使 用 料 収 入			3,408,488	3,438,181	3,472,714	3,472,714	3,472,714	
	(2) 他 会 計 負 担 金 (Q)			69,308	73,539	73,890	88,792	87,319	
	(3) そ の 他			52,558	11,796	41,943	19,446	14,016	
	2. 営 業 外 収 益			4,332,156	4,301,991	4,330,611	4,219,121	4,232,165	
	(1) 他 会 計 補 助 金			2,696,969	2,583,220	2,578,559	2,572,726	2,568,613	
	(2) 引 当 金 戻 入 益			33,430	37,951	48,202	43,159	37,867	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入			1,600,821	1,680,464	1,703,330	1,602,716	1,625,165	
	(4) そ の 他			936	356	520	520	520	
	収 入 計 (C)			7,862,510	7,825,507	7,919,158	7,800,073	7,806,214	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			5,822,527	6,151,899	6,354,505	6,356,186	6,382,324
		(1) 職 員 給 与 費			377,411	324,026	391,319	361,160	340,978
		基 本 給 当 手 賃 金			162,068	161,228	166,334	165,662	167,302
		退 職 給 付 費			86,675	87,383	95,101	89,789	90,372
		法 定 福 利 費			5,450	947	1,073	1,073	1,073
		(2) 経 費			1,526,737	1,864,494	1,896,026	1,848,603	1,838,800
		動 力 費			243,951	269,880	285,734	348,713	352,880
修 繕 費				138,620	148,982	157,398	136,818	126,790	
委 託 料				797,771	855,201	909,028	834,806	828,728	
そ の 他				346,395	590,431	543,866	528,266	530,401	
(3) 減 価 償 却 費				3,868,621	3,963,379	3,931,975	4,108,698	4,164,821	
(4) 資 産 減 耗 費				7,944	91,659	135,185	37,725	37,725	
2. 営 業 外 費 用				1,027,373	897,146	859,406	831,832	745,558	
(1) 支 払 利 息				998,808	897,146	859,406	831,832	745,558	
(2) そ の 他				28,565					
支 出 計 (D)				6,849,900	7,049,045	7,213,911	7,188,018	7,127,882	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				1,012,575	776,462	705,247	612,055	678,332	
特 別 利 益 (F)			34,086	39,000	28	26	25		
特 別 損 失 (G)			9,333	11,740	9,600	9,600	9,600		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			24,753	27,260	△ 9,572	△ 9,574	△ 9,575		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,037,328	803,722	695,675	602,481	668,757		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				803,722	1,499,397	2,101,878	2,770,636		
流 動 資 産 (J)			2,869,439	3,344,563	3,362,172	3,050,102	2,959,269		
流 動 負 債 (K)			789,729	920,493	925,339	839,451	814,452		
うち 未 収 金			4,407,128	4,561,545	5,283,984	4,889,836	4,837,051		
うち 建 設 改 良 費 分			465,293	465,293	639,342	547,949	529,908		
うち 一 時 借 入 金									
うち 未 払 金			285,918	302,092	312,041	305,267	306,551		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(Q)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(Q) (M)			3,461,046	3,449,977	3,514,657	3,492,160	3,486,730		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			3,461,046	3,449,977	3,514,657	3,500,534	3,495,104		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)									

単位:千円(税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,576,896	3,594,252	3,626,917	3,633,422	3,669,959	3,676,531	3,693,272
3,477,503	3,486,979	3,497,376	3,507,773	3,520,180	3,533,998	3,547,802
98,922	104,898	110,873	125,178	132,936	139,812	142,016
471	2,375	18,668	471	16,843	2,721	3,454
4,261,931	4,285,679	4,312,817	4,322,953	4,346,718	4,364,584	4,384,937
2,564,999	2,559,421	2,553,995	2,549,648	2,548,404	2,539,852	2,537,481
44,573	40,075	43,707	43,313	47,906	47,054	43,493
1,651,839	1,685,851	1,714,783	1,729,660	1,750,076	1,777,346	1,803,631
520	332	332	332	332	332	332
7,838,827	7,879,931	7,939,734	7,956,375	8,016,677	8,041,115	8,078,209
6,452,170	6,407,954	6,487,791	6,557,106	6,622,111	6,691,903	6,791,511
320,848	348,308	351,187	355,972	381,698	358,244	385,944
168,970	171,829	173,574	176,511	178,334	177,864	180,872
90,897	91,873	92,492	93,497	94,073	93,984	95,014
1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073
	22,804	22,804	22,804	45,608	22,804	45,608
59,908	60,729	61,244	62,087	62,610	62,519	63,377
1,862,091	1,705,384	1,710,012	1,737,351	1,725,588	1,750,659	1,756,855
356,708	348,694	352,559	356,783	360,240	364,129	365,357
139,725	130,056	128,587	128,346	129,855	131,549	133,031
843,068	726,541	728,986	749,553	734,791	747,174	752,319
522,591	500,093	499,880	502,669	500,703	507,807	506,148
4,231,506	4,316,537	4,388,867	4,426,058	4,477,100	4,545,275	4,610,987
37,725	37,725	37,725	37,725	37,725	37,725	37,725
684,299	617,603	560,479	512,919	471,020	448,546	439,810
684,299	617,603	560,479	512,919	471,020	448,546	439,810
7,136,469	7,025,557	7,048,270	7,070,025	7,093,131	7,140,449	7,231,321
702,358	854,374	891,464	886,350	923,546	900,666	846,888
28	28	28	28	28	28	28
9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
△ 9,572	△ 9,572	△ 9,572	△ 9,572	△ 9,572	△ 9,572	△ 9,572
692,786	844,802	881,892	876,778	913,974	891,094	837,316
3,463,421	4,308,223	5,190,115	6,066,893	6,980,867	7,871,961	8,709,277
2,948,642	2,986,577	2,989,952	2,975,258	2,983,510	2,986,405	2,990,642
811,527	821,968	822,897	818,853	821,124	821,920	823,087
4,870,717	4,928,983	4,965,784	4,998,110	5,031,530	5,066,879	5,114,189
530,164	552,076	551,902	551,855	552,671	553,401	553,570
309,980	307,809	311,730	315,133	318,325	321,753	326,644
3,477,974	3,489,354	3,516,044	3,508,244	3,537,023	3,536,719	3,551,256
3,486,348	3,497,728	3,524,418	3,516,618	3,545,397	3,545,093	3,559,630

(4) 資本的収支（公共下水道事業）

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	2,161,600	3,020,800	2,785,700	2,200,600	2,106,600	
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金	259,257	265,504	244,325	216,360	198,038	
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金	1,404,572	1,830,577	2,061,500	1,864,365	1,746,865	
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他	122,435	76,071	82,288	86,778	86,778		
	計 (A)	3,947,864	5,192,952	5,173,813	4,368,103	4,138,281		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)	3,947,864	5,192,952	5,173,813	4,368,103	4,138,281		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,577,891	3,577,891	4,916,250	4,213,484	4,074,756
うち 職員給与費			186,567	218,561	232,322	231,463	232,719	
2. 企 業 債 償 還 金			3,612,781	3,612,781	3,555,623	3,468,453	3,447,775	
3. 他会計長期借入返還金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他					250	250	250	
計 (D)	7,190,672	7,190,672	8,472,123	7,682,187	7,522,781			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	3,242,808	1,997,720	3,298,310	3,314,084	3,384,500	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,242,808	1,997,720	3,298,310	3,314,084	3,384,500	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
計 (F)	3,242,808	1,997,720	3,298,310	3,314,084	3,384,500			
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			54,258,468	53,666,487	52,896,564	51,628,711	50,287,536	

○他会計繰入金

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
収益的収支分			2,696,969	2,583,220	2,578,559	2,570,141	2,564,299	
	うち 基準内繰入金		1,487,945	1,374,196	1,321,150	1,315,461	1,311,439	
	うち 基準外繰入金		1,209,024	1,209,024	1,257,409	1,254,680	1,252,860	
資本的収支分			259,257	265,504	244,325	216,360	198,038	
	うち 基準内繰入金		243,519	249,766	232,416	214,415	196,056	
	うち 基準外繰入金		15,738	15,738	11,909	1,945	1,982	
合 計			2,956,226	2,848,724	2,822,884	2,786,501	2,762,337	

単位:千円 (税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,103,400	2,181,700	2,181,700	2,181,700	2,181,700	2,181,700	2,181,700
170,695	173,904	150,033	105,235	90,203	91,175	85,477
1,746,865	1,746,865	1,746,865	1,746,865	1,746,865	1,746,865	1,746,865
86,778	86,778	86,778	86,778	86,778	86,778	86,778
4,107,738	4,189,247	4,165,376	4,120,578	4,105,546	4,106,518	4,100,820
4,107,738	4,189,247	4,165,376	4,120,578	4,105,546	4,106,518	4,100,820
4,076,719	4,245,216	4,243,877	4,243,512	4,249,793	4,255,401	4,256,704
235,930	242,498	242,517	243,966	247,368	254,131	251,253
3,411,461	3,484,009	3,437,811	3,257,395	3,159,115	2,941,191	2,793,471
250	250	250	250	250	250	250
7,488,430	7,729,475	7,681,938	7,501,157	7,409,158	7,196,842	7,050,425
3,380,692	3,540,228	3,516,562	3,380,579	3,303,612	3,090,324	2,949,605
3,380,692	3,540,228	3,516,562	3,380,579	3,303,612	3,090,324	2,949,605
3,380,692	3,540,228	3,516,562	3,380,579	3,303,612	3,090,324	2,949,605
48,979,475	47,677,166	46,421,055	45,345,360	44,367,945	43,608,454	42,996,683

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,558,943	2,551,677	2,546,379	2,542,130	2,540,903	2,532,589	2,530,273
1,307,902	1,302,456	1,297,158	1,292,909	1,291,682	1,283,368	1,281,052
1,251,041	1,249,221	1,249,221	1,249,221	1,249,221	1,249,221	1,249,221
170,695	173,904	150,033	105,235	90,203	91,175	85,477
168,676	171,847	147,937	103,100	88,027	89,032	83,324
2,019	2,057	2,096	2,135	2,176	2,143	2,153
2,729,638	2,725,581	2,696,412	2,647,365	2,631,106	2,623,764	2,615,750

(5) 収益的収支（特定環境保全公共下水道事業）

区 分		年 度				
		平成27年度 (決 算)	平成28年度 (決 算 見 込)	平成29年度 (予 算)	平成30年度	令和元年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	75,483	73,314	65,974	65,974	65,974
	(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	75,483	73,314	65,974	65,974	65,974
	(2) 他 会 計 負 担 金 (Q)					
	(3) そ の 他					
	2. 営 業 外 収 益	113,918	125,287	224,131	220,569	215,073
	(1) 他 会 計 補 助 金	66,782	66,557	165,685	165,653	165,619
	(2) 引 当 金 戻 入 益	2,023	2,381	2,549	2,739	2,780
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	45,105	56,332	55,890	52,170	46,667
	(4) そ の 他	8	17	7	7	7
	収 入 計 (C)	189,401	198,601	290,105	286,543	281,047
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	249,694	255,792	296,475	264,440	253,174
	(1) 職 員 給 与 費	30,499	32,072	32,792	33,331	33,808
	基 本 給 与 費	15,650	15,963	16,527	16,807	17,092
	手 当 金 賃 金	9,509	10,514	10,642	10,747	10,854
	退 職 給 付 費					
	法 定 福 利 費	5,340	5,595	5,623	5,777	5,862
	(2) 経 営 費	83,136	89,873	101,547	99,722	101,738
	動 力 費	8,877	9,389	9,946	10,738	10,738
	修 繕 費	5,653	9,429	7,360	7,597	7,234
	委 託 料	60,657	60,888	71,696	70,786	73,088
そ の 他	7,949	10,167	12,545	10,601	10,678	
(3) 減 価 償 却 費	136,059	133,847	139,094	131,387	117,628	
(4) 資 産 減 耗 費			23,042			
2. 営 業 外 費 用	19,978	17,625	16,095	14,699	13,120	
(1) 支 払 利 息	19,395	17,625	16,095	14,699	13,120	
(2) そ の 他	583					
支 出 計 (D)	269,672	273,417	312,570	279,139	266,294	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 80,270	△ 74,816	△ 22,465	7,404	14,753	
特 別 利 益 (F)		24,080	19	19	19	
特 別 損 失 (G)	9,117	282	186	186	186	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 9,117	23,798	△ 167	△ 167	△ 167	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 89,387	△ 51,018	△ 22,632	7,237	14,586	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 51,018	△ 73,650	△ 66,413	△ 51,827	
流 動 資 産 (J)	165,074	137,598	158,818	142,354	133,213	
流 動 負 債 (K)	12,960	10,803	12,469	11,176	10,459	
うち 未 収 金	73,648	81,279	89,275	77,552	73,071	
うち 建 設 改 良 費 分	564	124	986	567	341	
うち 一 時 借 入 金						
うち 未 払 金	12,179	13,939	14,461	12,852	12,302	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(Q)} \times 100$)						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(Q) (M)	75,483	73,314	65,974	65,974	65,974	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	75,483	73,314	65,974	73,451	73,451	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)						

単位:千円 (税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974
65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974
209,876	209,260	208,022	205,860	204,673	203,345	211,773
165,586	165,550	165,513	165,480	165,459	165,439	165,422
2,822	2,865	2,908	2,951	2,996	3,041	11,897
41,461	40,838	39,594	37,422	36,211	34,858	34,447
7	7	7	7	7	7	7
275,850	275,234	273,996	271,834	270,647	269,319	277,747
233,528	228,881	225,906	232,935	230,371	217,455	224,926
34,290	34,782	35,281	35,787	36,303	36,828	37,363
17,381	17,675	17,974	18,278	18,587	18,902	19,222
10,963	11,073	11,185	11,299	11,414	11,532	11,652
5,946	6,034	6,122	6,210	6,302	6,394	6,489
94,625	91,044	90,679	102,631	102,579	92,521	100,485
10,738	10,738	10,738	10,738	10,738	10,738	10,738
6,941	7,234	6,941	7,890	6,941	7,234	6,941
66,128	62,308	62,228	73,151	74,038	63,738	62,308
10,818	10,764	10,772	10,852	10,862	10,811	20,498
104,613	103,055	99,946	94,517	91,489	88,106	87,078
11,465	9,865	8,246	6,619	5,150	3,893	2,892
11,465	9,865	8,246	6,619	5,150	3,893	2,892
244,993	238,746	234,152	239,554	235,521	221,348	227,818
30,857	36,488	39,844	32,280	35,126	47,971	49,929
22	19	19	19	19	19	19
186	186	186	186	186	186	186
△ 164	△ 167	△ 167	△ 167	△ 167	△ 167	△ 167
30,693	36,321	39,677	32,113	34,959	47,804	49,762
△ 21,134	15,187	54,864	86,977	121,936	169,740	219,502
165,288	168,285	143,966	123,797	123,864	123,453	123,170
12,977	13,212	11,303	9,719	9,725	9,692	9,670
72,101	71,203	66,888	66,061	65,338	61,696	64,024
1,131	1,203	601	115	115	115	153
11,344	11,117	10,972	11,315	11,190	10,560	10,924
65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974	65,974
73,451	73,451	73,451	73,451	73,451	73,451	73,451

(6) 資本的収支（特定環境保全公共下水道事業）

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		6,200		8,700	4,500	2,200
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金		1,775	1,820	1,865	1,912	1,961
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金		6,239		10,250	5,500	2,750
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他		620	150	105			
	計 (A)		14,834	1,970	20,920	11,912	6,911	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		14,834	1,970	20,920	11,912	6,911	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		11,554			
うち 職員給与費					118	122	13	13
2. 企 業 債 償 還 金				68,022	58,462	59,997	61,543	63,174
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)		79,576	58,462	59,997	61,543	63,174		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			64,742	56,492	39,077	49,631	56,263	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		64,742	56,492	39,077	49,631	56,263
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
計 (F)		64,742	56,492	39,077	49,631	56,263		
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			755,720	697,258	645,961	588,918	527,944	

○他会計繰入金

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算)		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			66,782	66,557	165,685	165,238	164,933
		うち 基準内繰入金		41,864	41,639	40,942	40,766	40,641
		うち 基準外繰入金		24,918	24,918	124,743	124,472	124,292
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			1,775	1,820	1,865	1,912	1,961
		うち 基準内繰入金		1,106	1,151	1,167	1,200	1,233
		うち 基準外繰入金		669	669	698	712	728
合 計				68,557	68,377	167,550	167,150	166,894

単位:千円 (税抜)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
11,200	12,000	5,300				
2,010	2,061	2,114	1,759	1,796	1,571	1,416
11,250	12,039	5,380				
24,460	26,100	12,794	1,759	1,796	1,571	1,416
24,460	26,100	12,794	1,759	1,796	1,571	1,416
13	13	13	13	13	13	13
64,854	66,610	66,528	62,164	56,156	49,402	40,770
64,854	66,610	66,528	62,164	56,156	49,402	40,770
40,394	40,510	53,734	60,405	54,360	47,831	39,354
40,394	40,510	53,734	60,405	54,360	47,831	39,354
40,394	40,510	53,734	60,405	54,360	47,831	39,354
474,290	419,680	358,452	296,288	240,132	190,730	149,960

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
164,642	164,294	164,129	163,998	163,960	163,702	163,630
40,531	40,363	40,198	40,067	40,029	39,771	39,699
124,111	123,931	123,931	123,931	123,931	123,931	123,931
2,010	2,061	2,114	1,759	1,796	1,571	1,416
1,267	1,302	1,339	967	988	864	779
743	759	775	792	808	707	637
166,652	166,355	166,243	165,757	165,756	165,273	165,046

第6章 経営戦略の進捗管理

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である令和3年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定 (Plan) - 実施 (Do) - 検証 (Check) - 見直し (Action)」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について改めて検討します。

なお、今後、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても検討します。

<下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けた

ロードマップについて>

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和2年3月31日付 国水事第56号）の通知に基づき、下水道使用料の改定の必要性に関する検証等を以下のとおり行いました。（令和7年2月追加）

①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

経営目標を達成するため、財政上の個別目標を、次のとおり定めます。

現計画では、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の下水道事業全体で、当年度純利益の確保を目標としています。

なお、令和7年2月現在、策定作業中である次期の投資財政計画の期間中（令和7年度～令和16年度）においては、漁業集落排水事業を加えた下水道事業全体で、次の事項を目標とする予定です。

- ・純利益の確保（累積欠損を発生させない。）
- ・経常収支比率100%以上
- ・事業資金残高 10億円（下水道使用料収入3月分）の確保
- ・企業債残高対事業規模比率 650%以内

②収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期

現計画では計画期間末（令和 8 年度）まで企業債残高及び一般会計からの基準外繰入金の削減などに取組んでいます。

なお、令和 7 年 2 月現在、策定作業中である次期の投資・財政計画の期間中（令和 7 年度～令和 16 年度）においては、官民連携を検討の上、老朽化した筋ヶ浜終末処理場を廃止し、山陰終末処理場に統合することで、費用の削減、汚水処理の合理化、効率化、水質環境の改善、環境負荷の軽減を推進します。工事の完了は、令和 12 年度を予定していますが、並行運用期間を要するため、統廃合自体の完了は、令和 12 年度以降になります。

③収支構造の改善の要否等について、少なくとも 5 年に 1 度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

本市では、平成 17 年 2 月の旧豊浦郡 4 町との合併後、平成 20 年 5 月末までは、各旧市町の使用料を適用していましたが、同年 6 月 1 日付で平均改定率 18.08% の使用料改定を行い、全市統一の使用料としました。

また、漁業集落排水事業（蓋井島）については、使用料が下水道使用料と同額であり、令和 6 年 4 月 1 日付けで地方公営企業法を適用し、下水道事業会計に統合されました。

収支構造の改善の要否等については、令和 6 年度から下関市上下水道事業経営審議会での審議を受け、令和 7 年 2 月現在、策定作業中である次期の投資・財政計画の期間中（令和 7 年度～令和 16 年度）においては、漁業集落排水事業を加えた下水道事業全体で、下水道使用料 321.3 億円や一般会計からの繰入金 233.8 億円の収入が見込まれる予定であること及び現在の収支見込みを考慮すれば、かろうじて純利益を維持できると予測されるため、使用料改定を見込まない予定としています。しかし、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や諸物価や人件費の上昇による収支の悪化、国の施策の推進や、一般会計からの繰入金逡減の必要性（独立採算の原則）、経費回収率の向上、企業債の利息等を勘案すれば、後期計画の見直し時（令和 11 年度）に、改めて計画期間後の収支を試算するなど、将来的な使用料改定を視野に入れた取組が必要です。

下関市下水道事業経営戦略

平成29年3月

令和7年2月一部改定・追加

● 発行／下関市

● 編集／下関市上下水道局財務経営課

〒750-8525 下関市春日町7番32号

T E L. 083-231-8754. F A X. 083-231-3121

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>

E-mail sdkeieik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
